

## 第96回神河町議会定例会に提出された議案

### ○町長提出議案

- 報告第6号 令和元年度（第22期）株式会社神崎フード経営状況報告の件
- 報告第7号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 第65号議案 神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第66号議案 神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第67号議案 神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第68号議案 令和2年度神河町一般会計補正予算（第5号）
- 第69号議案 令和2年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）
- 第70号議案 令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第71号議案 令和2年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第72号議案 令和2年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第73号議案 令和2年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 第74号議案 令和2年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
- 第75号議案 令和2年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 第76号議案 令和2年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第77号議案 令和2年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）
- 第78号議案 令和元年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第79号議案 令和元年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第80号議案 令和元年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第81号議案 令和元年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第82号議案 令和元年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第83号議案 令和元年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第84号議案 令和元年度神河町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第85号議案 令和元年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第86号議案 令和元年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第87号議案 令和元年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第88号議案 令和元年度神河町水道事業会計決算認定の件
- 第89号議案 令和元年度神河町下水道事業会計決算認定の件
- 第90号議案 令和元年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件

○議会提出議案

発議第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し  
地方税財源の確保を求める意見書

神河町告示第170号

第96回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年8月20日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 令和2年9月1日

2 場 所 神河町役場 議場

---

○開会日に応招した議員

安 部 重 助

三 谷 克 巳

藤 原 日 順

小 寺 俊 輔

吉 岡 嘉 宏

小 島 義 次

藤 森 正 晴

藤 原 裕 和

栗 原 廣 哉

澤 田 俊 一

廣 納 良 幸

---

○応招しなかった議員

な し

---



---

令和2年 第96回(定例)神河町議会会議録(第1日)

令和2年9月1日(火曜日)

---

議事日程(第1号)

令和2年9月1日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第6号 令和元年度(第22期)株式会社神崎フード経営状況報告の件
- 日程第5 報告第7号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 日程第7 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 日程第8 第65号議案 神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第66号議案 神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第9 第67号議案 神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第68号議案 令和2年度神河町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第11 第69号議案 令和2年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 第70号議案 令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 第71号議案 令和2年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 第72号議案 令和2年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 第73号議案 令和2年度神河町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 第74号議案 令和2年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 第75号議案 令和2年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 第76号議案 令和2年度神河町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第19 第77号議案 令和2年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第2号)
- 日程第20 第78号議案 令和元年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第79号議案 令和元年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第80号議案 令和元年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

- 第81号議案 令和元年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第82号議案 令和元年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第83号議案 令和元年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第84号議案 令和元年度神河町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第85号議案 令和元年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第86号議案 令和元年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第87号議案 令和元年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第88号議案 令和元年度神河町水道事業会計決算認定の件
- 第89号議案 令和元年度神河町下水道事業会計決算認定の件
- 第90号議案 令和元年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第6号 令和元年度（第22期）株式会社神崎フード経営状況報告の件
- 日程第5 報告第7号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 日程第7 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 日程第8 第65号議案 神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第66号議案 神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第9 第67号議案 神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第68号議案 令和2年度神河町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第11 第69号議案 令和2年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 第70号議案 令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 第71号議案 令和2年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 第72号議案 令和2年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 第73号議案 令和2年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第16 第74号議案 令和2年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）  
 日程第17 第75号議案 令和2年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）  
 日程第18 第76号議案 令和2年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）  
 日程第19 第77号議案 令和2年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）

出席議員（11名）

1番 安部重助	8番 藤森正晴
2番 三谷克巳	9番 藤原裕和
3番 藤原日順	10番 栗原廣哉
4番 小寺俊輔	11番 澤田俊一
5番 吉岡嘉宏	12番 廣納良幸
6番 小島義次	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 小林英和      主事 ..... 山名雅也

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	山名宗悟	ひと・まち・みらい課参事兼アグリノバージョン特命参事	
副町長 .....	前田義人	..... 真弓憲吾	
教育長 .....	入江多喜夫	建設課長 .....	野崎直規
総務課参事兼財政特命参事		地籍課長 .....	藤田晋作
.....	黒田勝樹	上下水道課長 .....	谷   和   人
総務課参事兼情報発信特命参事		健康福祉課長 .....	桐月俊彦
.....	岡部成幸	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
税務課長 .....	長井千晴	.....	保西   瞳
住民生活課長 .....	高木   浩	会計管理者兼会計課長	
住民生活課参事兼防災特命参事		.....	山本哲也
.....	平岡民雄	町参事兼病院事務長	春名常洋
地域振興課長 .....	多田   守	病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員	
地域振興課副課長兼農林業特命参事		.....	井上淳一朗
.....	前川穂積	教育課長兼給食センター所長	

ひと・まち・みらい課長

..... 藤 原 美 樹

..... 藤 原 登志幸

教育課参事兼社会教育特命参事

..... 高 橋 宏 安

---

### 議長挨拶

○議長（廣納 良幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより第96回神河町議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

8月28日金曜日の夕方に、安倍首相が健康上の理由で辞意表明をされました。難病治療が主な要因であるとのことですが、一国のリーダーが交代するということは、今後のアメリカ大統領選挙も含めて、世界のパワーバランスが大きく変化し、新しい秩序による社会が誕生するかもしれません。今後を注視していきたいと思っております。

国内では大変な事態で、梅雨入りした途端に九州地方に甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨災害でございます。お亡くなりになられた皆様に対し御冥福をお祈りするとともに、負傷され、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

全国で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症ですが、緊急事態宣言後の7月下旬には毎日のように感染者数が倍増し、どの地域においても増加に転じて、特にゼロ歳から10、20、30代の若者が半数以上を占めており、大多数が無症状か軽症者で、このことが一つの要因で、高齢者に感染者が増え、新たな感染拡大に拍車をかけているようにも思われます。

9月に入ったとはいえ、大変な残暑が厳しく、新型コロナウイルス感染症対策とはいえ、マスクの着用で多くの熱中症患者を出しているようでもあります。新型コロナウイルス感染症は現在も拡大傾向にあり、秋、冬に向かって季節性インフルエンザと相まって、見分けがつきにくくなるのではないかと危惧する医療関係者も多いとお聞きします。引き続き、皆様におかれましては、以前同様、マスクの適切な着用、手指、手洗い消毒、うがい消毒、三密回避などを正しく理解し、正しく恐れることを再度励行していただくようお願い申し上げます。

本日ここに第96回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに町執行部におかれましては定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のため誠に御同慶にたえません。

後ほど議会運営委員長から報告を受けますが、今次定例会に町長から提出されます案件は、報告2件、諮問2件、条例の一部改正3件、令和2年度神河町一般会計、特別会計、企業会計、各補正予算10件、令和元年度一般会計、特別会計、企業会計、各決算認定の13件で、合計30件であります。いずれも今後の町政にとって重要な案件でございます。慎重審議に努めていただき、適正妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。



## 町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。

議会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

遅い梅雨明けとなりました今夏、8月に入りましてからは連日猛暑日が続く、お盆を過ぎてからも全国各地で最高気温を更新するなど、極めて異常な真夏日が続いています。また、梅雨時期には線状降水帯の活発な雨雲により、今年も熊本県をはじめ、全国各地で豪雨災害が発生し、大きな被害をもたらしました。

一方で、9月までに台風の発生が少なく、これまで比較的平穏な状況にはありますが、これから本格的な台風シーズンを迎えます。大型で非常に強い台風9号の北上と南海上にある熱帯低気圧など、今後の進路に注視するとともに、行政として最新の情報収集に努める所存であります。

そんな中であって、神河町の圃場ではいつもどおり稲穂も垂れ下がり、トンボが飛び交い、稲刈りも始まり、実りの秋を感じ取れるようにもなりました今日この頃であります。

国においては、この間、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、2度にわたる補正予算による感染防止対策と大打撃を受けた経済の回復、国民の生活支援と熊本県をはじめとした災害対策に集中されてきたところです。神河町としましても、2回の臨時会及び6月定例議会において新型コロナ感染対策予算を編成し、承認、可決賜り、コロナ対策に取り組んできているところです。あわせて、今定例会の一般会計補正予算にも上程させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

兵庫県のコロナ感染につきましては、緊急事態宣言解除後、7月に入りましてから徐々に感染者が増加し、8月に入ってからは1日の感染者が一時60人となるなど、まさしく第二波とも言える状況となり、これまで感染者が確認されなかった但馬地域や福崎保健所管内での再度の感染者が確認されるなど、誰が感染してもおかしくない状況となりましたが、ここに来て一気に感染者数が減少傾向にあり、昨日では兵庫県発表が8人という状況となっています。しかし、社会経済の回復にはまだまだ期間を要することは確実であり、専門家の見方としては2022年、令和4年頃と言われています。神河町としても気を緩めることなく、ポストコロナ、ウィズコロナの視点で神河町の元気を取り戻すために全力で各種事業執行に取り組む所存であります。

そのような中、8月28日、安倍首相の突然の辞意表明により、混沌とした状況とも言える中、同時に次期総裁選に向けての動きも活発化してきているところです。いずれにしても、新たな総理大臣と内閣の下、国政が停滞することなく、特に災害復興、新型コロナウイルス感染対策と早期の経済復興が推進されることを強く望むものであります。

この間のコロナ禍において、神河町誕生後、町民の皆様の手作りの一大イベント、夏

の風物詩、かみかわ夏まつりが8月1日に開催予定でしたが、新型コロナの影響により自粛となりました。神河町の誰もが楽しみにされていたと思いますが、来年はぜひ開催できることを期待しています。

また、3月以降、各種イベントが軒並み中止となり、交流から関係、そして定住の神河町にとりましては大変大きな打撃を受けています観光政策ではありますが、7月より町内の各施設はコロナ感染対策を施し集客に取り組み、着実に入り込み客は回復してきておりまして、8月も順調な入り込み状況となっております。これからの秋、冬に向けては、国、県のGo To キャンペーンと併せて、Welcome to かみかわは、当初予定の8月から1か月繰り下げ、9月からスタートいたします。多くの方々の御利用をいただくためにも情報発信に努めてまいります。特に、Welcome to かみかわは町民の皆様にはぜひ御利用いただき、ふるさと再発見の中で神河町をお楽しみいただければと願っています。

さて、本日は第96回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様の御出席を賜り議会が開催されますことを厚く御礼申し上げます。今定例会には報告2件、諮問2件、条例改正3件、令和2年度補正予算10件、令和元年度各会計の決算認定13件の計30件でございます。

議員各位には慎重審議賜り、御承認可決賜りますよう衷心よりお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

---

#### 午前9時10分開会

○議長（廣納 良幸君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、第96回神河町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣納 良幸君） まず、日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名いたします。

6番、小島義次議員、8番、藤森正晴議員、以上2名を指名いたします。

---

○議長（廣納 良幸君） 次の日程に入る前に、先般開かれまして議会運営委員会の決定事項について、委員長から報告を受けます。

安部重助議会運営委員長、お願いします。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） おはようございます。議会運営委員長の安部でございます。去る8月26日に議会運営委員会を開催し、本定例会の議事運営について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、会期の日程ですが、本日から9月25日までの25日間と決しております。

町長から提出されます議案は、報告2件、諮問2件、条例の一部改正3件、補正予算10件、神河町一般会計、特別会計、企業会計の決算認定13件、計30件であります。議会からの提出議案は、意見書1件を最終日に提出する予定にしております。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

本日、第1日目と明日の第2日目は提案説明の後に質疑を行い、報告第6号、第7号並びに諮問第1号、第2号、第65号議案から第67号議案については表決をお願いすることにしております。

第68号議案については、総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いすることにしております。

第69号議案から第77号議案の特別会計、企業会計補正予算は、第6日目の最終日採決としております。

第78号議案から第90号議案の各会計決算認定については、一括して提案説明を受けた後に、清瀬代表監査委員から令和元年度各会計決算について審査の結果を報告していただきます。決算認定に伴う質疑は第3日目と第4日目に行い、設置します決算特別委員会に審査を付託することにしております。

なお、決算特別委員会委員は、議会運営基準第120条の規定により、議長と監査委員を除く9名を選任することにしております。

一般質問につきましては、事前に通知のとおり、通告締切りを8月21日の午後3時とし、通告があった3人の議員により、本会議第5日目の16日に行います。

25日の最終日は、委員会に付託しました議案の審査報告の後、表決をお願いすることとしております。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程等について決定し、議長にお願いしてあります。

また、新型コロナウイルス感染者の県内発生が続いている状況であることから、議員が感染者、濃厚接触者となった場合、定例会の上程議案を全て議了することを最優先課題として、別紙配布資料のとおり、本会議等の対応策について検討させていただいております。

なお、対応策については、兵庫県議会資料を参考にさせていただいております。もしもの場合、適時議会運営委員会、全員協議会等で検討させていただきます。

議員各位には格段の御協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（廣納 良幸君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

それでは、日程に戻ります。

---

## 日程第2 会期の決定

○議長（廣納 良幸君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から9月25日までの25日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月25日までの25日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 諸報告

○議長（廣納 良幸君） 日程第3、諸報告でございます。

監査委員より例月出納検査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配布しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配布しております。

なお、各委員会の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員会、三谷克巳常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（三谷 克巳君） 皆さん、おはようございます。総務文教常任委員長の三谷でございます。それでは、閉会中におきますところの総務文教常任委員会の調査活動の報告をいたします。委員会を8月18日に開催し、所管課の事務調査を行いましたので、その内容について報告をいたします。

最初に、教育委員会ですが、神崎小学校体育館と神河中学校体育館の照明器具をLED照明に取り替えます。費用は5年間のリースで対応します。リース料は、神崎小学校体育館は月3万4,100円。神河中学校体育館は月8万2,500円となっています。この件について、器具等を買取らないでなぜリースにしたのか、またリース期間終了後の取扱いについての質疑がございまして、回答としまして、工事費の概算見積額と5年間のリース料のトータル額を比較するとリース額のほうがかなり安かったので、財政面を考えてリース対応にしたとのこととございました。また、リース満了後の照明器具の所有権は神河町に移るとのこととございます。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響により夏休みが短縮されたため、厳しい暑さの中を登下校しなければならなくなったので、熱中症対策として、小学校はおおむね3キロ以上の徒歩通学児童を対象に、7月20日から8月28日までの間、下校時はマイクroバス2台とワゴン車を運行して対応したとのこととございます。

次に、学校の行事関係ですが、中学校の体育大会は9月12日、小学校の運動会は9月19日にそれぞれ予定されていますが、新型コロナウイルス感染症対策として来賓席は設けず、また、案内もしないとのこととございます。

次に、中学校の修学旅行は10月1日から3日までに変更しています。そして、行き先は南近畿方面で検討中とのこととございます。

次に、小学校の修学旅行は10月22日、23日で、京都府の亀岡市を予定しており

ます。新型コロナウイルス感染症対策として、バスの台数を増やして実施をするとのことでございます。

自然学校、また、トライやる・ウィークは、それぞれ期間を3日間に短縮して実施をする予定とのことでございます。

この件につきまして、中学校、小学校の体育大会、運動会の実施判断についての考え方についての質疑がございました。回答では、中止も含めて検討しているが、子供たちのために何とか実施をしたいとの思いで、できる限りの対策、予防を取っていきながら、例年とは違った形になるが実施していきたいとのことでございます。今後、どのような状況が発生するか分からないが、ぎりぎりまで検討していきたいとのことでございました。

また、修学旅行のキャンセル料についての質疑があり、キャンセル料は文部科学省の補助対象にもなっており、発生しても公費で負担するとのことでございます。

次に、学校施設、社会教育施設の長寿命化計画を作成するために、昭和株式会社姫路営業所と業務委託契約を締結したとのことでございます。

この中で、耐震基準の数値についての質疑がございまして、基準は、震度5強程度の中規模地震では軽微な損傷、震度6強から7に達する大規模地震でも倒壊は免れるというものでございまして、昭和56年の建築基準法改正の際に設定されたとの回答でございました。

次に、粟賀小学校の利活用についての町の方針についての質疑がございまして、回答では、基本的には住民要望が多い公園整備、図書館建設を前提にする。また、財政的なことから、民間のノウハウ、財力を使うPFIという手法で地域のにぎわいづくりを創出してもらえ事業者を公募するとのことでございました。

そして、公民館と体育センターは廃止をします。そして、その不足する機能は、他の施設で確保することにしていくとのことでございました。

この内容で8月11日に地元の説明をしております。お配りしてあります報告書の5ページにも記載しておりますとおり、地元からは、公園、図書館の必要性、また、廃止の具体的な時期、処理、経過説明、そして、約30ほどありますサークルの公民館教室の取扱い、また、図書館と公園の2つの事業だけでは用地が余るのではないかと、また、古文書等の文化財関係の移管先などの意見が出ましたので、募集要項ができた時点で再度集まっていただくことで確認をしているとのことでございました。

次に、旧大山小学校・幼稚園の解体撤去工事の関係ですが、7月29日に設計業務、報告書では設計監理業務となっておりますが、御訂正願って、設計業務にお願いをしたいと思います。設計業務の入札を行い、梓建築工房+ステージツー一級建築士事務所が落札をしております。業務委託契約を締結をします。

この件について、アスベスト調査の結果と解体工事のスケジュール等についての質疑がございました。回答では、工事は10月発注になる見込みで、年度内に完成ができる

ように進めていきたいとのことでしたが、予算、設計、工事など総合的な進行管理を要望したところでございます。

次に、ワールドマスターズゲームズ2021関西でのオリエンテーリングは来年5月29日に峰山高原で開催される予定ですが、新型コロナウイルス感染症による開催の可否については11月4日に決定されるとのことございました。

次に、学校給食の関係ですが、異物混入状況ですが、6月から7月にかけて6件発生しています。内容につきましては、給食センターの不注意による手袋のビニール片の混入が1件、委託業者による加工品のビニール片付着が1件、パンにコバエの付着、また、髪の毛等の混入が2件、御飯の炊飯用コンテナの小さな破片、それからビニール手袋の破片の混入がそれぞれ1件となっています。委託先での混入が多く発生しているので、立入検査をし、改善計画の提出を求めているとのことございました。

次に、学校図書司書の雇用、活動についての質疑がございまして、回答では、学校司書という形で現在雇用していると。子供たちも図書室に行くのを楽しみにしているとのことございまして、引き続き雇用を続けていきたいとのことございました。

次に、税務課のほうに移ります。税務課の収納率向上のために取り組んでおります口座振替の元年度収納率は45.4%で、県下12町中5番目となっております。

一方、コンビニ収納は、7月末現在で前年度と比較しますと334件、約850万円増と、大幅に増えているとのことございます。今後につきましては、コンビニ収納の推奨とスマホ決済サービスによる収納の導入を検討する必要があるとのことございます。

また、徴収につきましては、5月は強化月間でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により訪問徴収ができなかったため、電話催告による納付依頼をしたとのことございました。

徴収率について、県下の順位等についての質疑がございまして、県下で二十七、八番目との回答でございました。

次に、新型コロナウイルス感染症関係による給付金の課税上の取扱いについてですが、国からの特別定額給付金、1人当たり10万円のものにつきましては課税対象になりませんが、事業者に対する給付金ですが、これは雑収入となります。ただし、消費税は課税をされないとのことございます。

一方、町が給付しました子育て世帯地域商品券・元気回復商品券については一時所得となりますが、一時所得につきましては50万円の特別控除がございまして、ほかに一時所得がなければ非課税になるとのことございました。

次に、会計課ですが、7月末現在の現金等保管総額は53億3,192万8,129円となっております。新型コロナウイルス感染症対策に係る経費の増嵩を予測しまして、一時借入金の限度額を増額をしましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の概算交付を受けたことなどにより、7月31日時点では一時借入金は行っており

ません。一方、一時預貯金額は6億円となっております。

続きまして、総務課でございます。総合行政用コンピューターの基幹系システム、これは住民基本台帳、税、財務会計等のシステムですが、これを更新するためにプロポーザル方式による入札を実施しまして、株式会社日立システムズ関西支社と契約を締結しています。契約内容は、5年間の契約で年額6,533万8,112円。5年間の総額が3億2,669万4,060円となっております。

次に、神河町のケーブルテレビ回線を利用しているインターネット回線の使用量、速度等の状況調査の資料の配付を受けております。

インターネット使用におけるフリーズの状況等についての質疑がございまして、回答としましては、家庭内のWi-Fiのルーターなどのスペックによって速度が落ちることがあるので、ケーブルテレビ等にそういう現象が出た場合はケーブルテレビに電話等で相談していくのがよい方法だとの回答でございました。

次に、新型コロナウイルス感染症の対策関係ですが、前回の総務委員会以降の対策本部会議の取組などにつきましては、資料の34ページから40ページに記載のとおりでございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

その中で、新型コロナウイルス感染症対策についての周知内容の中で、デマやうわさに惑わされることなく正しい行動をすることと、感染者に対する誹謗中傷を厳に慎んでくださいというような内容を盛り込んでほしい。また、新たな対策も伝えてもらいたいとの意見がございまして、個人情報保護、そして人権尊重の立場から、これからは職員が町民を守るという立場で呼びかけていきたい。

また、今、国は経済活動を行いながらコロナウイルスと闘う方針で、しっかりとした対策の上で、生活は生活として営んでいくことになっている。今、大切なのは一人一人がしっかりとマスクをする、手洗いをする、うがいをする、三密を避けるなどの対策を守っていくことであり、生活を営みながら対策を守っていくことが大切であるという方向に変わってきているとの回答でございました。

次に、また、区長会におきまして協議がなされまして、消毒液、マスク、ウェットティッシュ、ブルーシート、非接触体温計などの衛生用品をワンセットにして各区の公民館に置くことになり、8月5日に配付したとのことでございます。

次に、国勢調査ですが、10月1日を基準にして行われます。9月14日から調査員がそれぞれの家庭に調査票を配付する予定でございます。回答につきましては、9月14日から10月7日までの間はパソコン、スマートフォンを使ってのインターネットによる方法、また、10月1日から7日までは調査票を封筒に入れて郵送する方法、あるいは、調査員がそれぞれ家庭に回収に行く方法を用いながら実施をしていくとのことでございます。国勢調査人口は今後の行政全般における基本的な数字となりますので、確実に報告いただき、人口の集約ができるように御協力をお願いしたところでございます。

以上、大まかな報告とさせていただきますが、これ以外の事項や質疑応答の内容に

つきましては、お手元の報告書にまとめておりますので、後ほど御一読ください。

以上で委員会報告を終わります。

○議長（廣納 良幸君） 次に、民生福祉常任委員会、吉岡嘉宏常任委員長、お願いいたします。

○民生福祉常任委員会委員長（吉岡 嘉宏君） 民生福祉常任委員長の吉岡です。8月の11日に民生福祉常任委員会を開催しました。その結果報告について、お手元に配付しております資料に基づき説明をし、報告に代えさせていただきます。

まず、1点目ですけども、公立神崎総合病院。クエスチョンとして、公立神崎総合病院の経営が行き詰まっているようなことが言われているが、今の状況と改善策を問うところで、アンサー、ここ数年右肩下がりで経営状態は悪化しているところにコロナ禍が押し寄せ、経営状態の悪化が露呈したという状態である。病院の職員にも説明したが、今年度を乗り切るには4月、5月の経営ベースと比較して2億円のキャッシュが必要である。対策としては一時的に企業債に頼らざるを得ないが、経営が今の状況であればすぐにキャッシュ不足に陥る。赤字をどう克服するか、職員説明会でも提案し、理解してもらったが、業務量の1割アップを合い言葉にした。この4か月を通して感じたところは、管理不足による人件費の高騰と職員の甘えの2点が課題である。甘えなく、きっちりと業務を遂行できていたのかを職員個人、組織で話し合ってもらいたいと申し入れた。今後は患者確保策、営業策を具体的に検討していかないとキャッシュ不足は避けて通れないということでありました。

続いて、クエスチョン、事務長の今の説明内容を聞いて、一住民としては心打つものがある。職員組合との交渉も難しいところはあると思うが、結果はどうあれ、よい方向を向いていると思うのでどんどんやっていただきたい。

アンサー、今回の職員説明会に入る前に職員組合とも協議し、組合からも全面協力する旨の意見をいただいた。町民に対するアピールなりメッセージについて、振り返ると、病院の露出媒体がないのではと感じている。簡単なチラシを多様な場所に置くとか、新任の医師、ドクターが赴任すれば、こういう手技が得意など、小まめな情報提供が必要であると思っている。

これに続いてのもう一つのアンサーとして、これまで経営形態を変えていこうという議論をしてきたが、新しく事務長を迎え、まずは経営改善が先。経営改善ができるのであれば、経営形態はその後でいいのではないかと話をしている。一、二年、経営改善に取り組んで、変わらなければ、極端に言えば、民営化も含めたような病院の在り方を根本的に考えなければならない。事務長の決意として、県から来た職員という立場を生かし、言いにくいことでも発言し、嫌な役割ですが、けんかもします。けんかした上で仲直りできたらいいと言っている。町長を本部長とし、経営改善対策本部を立ち上げ、最前線に立ち経営改善に加わっていく。事務長1人が嫌われ役になることなく、全面的に我々町としてもサポートしていく。



次のクエスチョンとして、予算執行状況表の損益区分が2点変更になっている点。1点目は、負担金・交付金がこれまで医業外収益であったものが医業収益に区分変更になっている。2点目は、医療費用の給与費と経費の区分で、非常勤医師の分がこれまで給与費であったものが経費に算入されている。これらは顧問税理士の指導によるものか、会計基準の変更に伴うものなのか、経理基準がころころ変わると比較できにくくなるので確認をさせてほしいということで、そのアンサーとしまして、1点目の負担金・交付金を医業収益に変更したのは、救急医療の部分と保健衛生行政の部分は本来医業収益であろうと、令和2年度から組替えをした。これはほかの病院の事例を参考にしたのと県の指導によるもの。2点目の給与費の件は、令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されたことにより、非常勤の医師、ドクターの給与は経費の報償費で、会計年度任用職員と非常勤医師の通勤手当は経費の旅費・交通費で支払いをするように区分したということです。

クエスチョン、経営改善に向けて病院の職員全体からアイデア募集をされたらどうか。それから、平成13年から令和元年までの決算状況の推移の表を見ると、平成13年から16年までは純利益が計上、しかし、平成17年から21年までが赤字、平成22年から25年までが黒字、平成26年から大きく赤字となっている。平成22年から25年の間の黒字、なぜ黒字になったのか教えていただきたい。

アンサーとして、アイデア募集については全職員からしていないが、主任、係長会で意識改革についての取組策について検討されていると聞いている。もう一つのアンサー、決算状況の件についてだが、平成24年にクオール薬局に敷地を売却し、純利益が大きく出た。同じくアンサー、平成22年、24年が若干ではあるが診療報酬がプラス改定された。それと、平成21年からDPCを採用し、若干入院単価が上昇した。この辺りも影響しての純利益計上かと思われるということです。

ここに書いてませんが、病院の経営改善の取組につきましては、新事務長就任により大変意欲的なものとなっています。これらの内容につきまして、9月9日、10日、決算特別委員会があります。病院会計が一番最後の順番になるんですけども、病院会計の決算審議の前に、今言いました経営改善の取組についての説明と、そして山名町長の決意をお聞きし、そしてその後、若干の質疑を行うという予定でおりますので、報告しておきます。

次に、健康福祉課でございます。新型コロナウイルス感染症対策については、7月27日に第21回目の本部会議が開催されました。これは7月27日に中播磨健康福祉事務所管内で1名の陽性者が発生したためです。下に書いてますが、管内で3名の陽性者が発生ということで、27日に1名、28日に1名、8月17日に1名ということで、都合3名の陽性者が中播磨健康福祉事務所管内で発生をしています。

次に、ポツの2つ目、特別定額給付金事業で、8月11日、委員会当日で申請率が99.9%ということで、未申請は6世帯ということで、かなり進んでいるということでご

ございました。

主な質疑、これについてですけれども、クエスチョン、新型コロナウイルスの関係で重要な事業や会議が中止となっているが、これからの対策をどうされるのか。アンサー、例えば介護予防の事業なら、ビデオで先生が体操しているところを録画し、ケーブルテレビで放映をしている。また、そのDVDを老人クラブで教室を開催されているリーダーの方にお渡ししている。

クエスチョン、以前福崎町で1名の陽性者が発生したときは、これでもかというぐらい情報発信があったが、今回は3名の陽性者で、前回よりひどい状況であるが、もっと会議などをされないのか。アンサーとして、3月の郡内発症以降、7月27日は第1例ということで本部会議を開催したが、以降の2例については執行部サイドも新聞発表以上の情報がなかったので、メールでの情報伝達にとどめた。

クエスチョン、資料の7ページに新型コロナウイルスの管理職研修会、7月21日とあるが、追跡システムというのは厚労省の接触確認のアプリのことなのでしょうかとこの問いに、アンサー、国のほうの接触アプリもあるが、今、普及させようとしているのは兵庫県版の接触アプリである。支庁舎、公民館、本庁にQRコードを貼っている。例えば支庁舎に行ってそのQRコードを読み取ると、その施設へ行ったというデータが県へ送られる。県では、新型コロナの陽性者が支庁舎に行かれたことが判明すると、支庁舎に行かれた方全員に連絡が行き、注意喚起してくれるというものです。町内の施設、飲食店にできるだけアプリのQRコードを入りに貼っていただくようお願いしている。国のアプリは新型コロナに感染すれば自分で登録をする。県のアプリは公的機関が陽性者を登録するという違いがある。多くの県民が登録いただくよう、普及啓発に努める。

次、住民生活課に入ります。中播北部行政事務組合の次期ごみ処理施設計画ということで、令和2年7月11日、候補地、これは非公表であります、候補地での第2回目集落説明会が実施されました。同じく7月22日、候補地住民による丹波市クリーンセンター視察へ15世帯、21名が参加され、現地の野上野地区住民と意見交換を実施されています。7月29日、次期ごみ処理計画検討委員会が開催されました。令和2年度の可能な限り早い時期に建設用地が決定できるよう鋭意取組を進めることを確認されたということでございます。

主な質疑応答として、次期ごみ処理建設の件だが、現状はどういう状況か。アンサーとして、説明会で受ける印象は、反対の意見もちろんある中で、その声が大きいかどうしても同意できないといった話ではなく、合意に向けての前向きな質問や意見をいただいている。段階を踏んで、何とか今年中には同意を得られるよう取り組んでいきたい。

次に、クエスチョン、簡易耐震診断推進事業の件で、診断結果の数値が0.7以下なら補助金の対象というのは理解するが、震度幾らで想定しているのか。アンサー、阪神・淡路大震災の際の震度7で想定をしている。

クエスチョン、防災行政無線運営事業で不具合に備えての外部アンテナ設置等の委託料は、今後何年まで予算措置されるのか。アンサー、良好に電波を受信できていても、家屋内の電気製品や電気配線、屋外の電線などからノイズが発生するようになり、不具合が生ずるケースがあるので、何年先には不具合をゼロにするということは困難である。今後も一定の予算措置は必要と考えている。

クエスチョン、町営住宅の比延団地で1軒傾いて入居停止の物件があるが、町の財産であるので、何かの資材置場にするとか、有効活用を考えていただきたい。また、空き家になった場合の周辺の除草作業、草刈り等ですね、これは行政が行うのか。アンサー、傾いている物件は今後測量し、沈下度合いについての経過観察を行う。改修しても住居としては住めないと判断すれば、ほかの方法で有効活用していきたい。空き家の除草の件は共用部分も含めて行政で実施をする。

次に、消防自動車3台にドライブレコーダーを備品購入費で購入とあるが、各分団配備の全ての消防自動車にドライブレコーダーを装備する計画か。アンサー、そうである。また、今回の3台は未設置であったものに装備する。

次に、上下水道課。クエスチョン、気温が上がると漏水も増えるという説明があったが、因果関係は。温度変化摂氏10度に対し、1メートルで0.7ミリの伸縮があると言われている。それと、老朽化で管路が少し動いて石に当たっている箇所が長年かけて穴が開き、漏水する。特に夏場と冬場が多くて、春、秋は安定している。

クエスチョン、漏水が減るような材料を使うとかの対策はないのか。アンサー、新しい材料は耐震性もあるし、4メートルの1本物でも継ぎ手があり、伸縮を抑制するようになっている。古いものは伸縮だけが原因で漏水しているのではなくて、老朽化、硬化もしている。

クエスチョン、新しい管は伸縮に強いということか。新しい材料は確かにいろんな面で強くできている。町内全体で約200キロの本管の総延長となっている。40年以上経過しているものから随時更新しているが、財政上、毎年2キロ前後の更新にとどまっている。管路の更新は永遠の課題である。

クエスチョン、漏水した際の減免の受付方法と件数についてはどうか。アンサー、毎月申請が上がっている。受付は、メーターから宅内の間で漏水、長期間にわたる漏水ですね、漏水が発生したら、漏水中の3か月と漏水修理後の3か月のそれぞれの平均を算出し、差額の2分の1を返還する。申請書の添付資料として、漏水箇所を修理した写真等の資料が必要であるということでございます。

以上で主な民生福祉常任委員会の結果報告について終わります。

○議長（廣納 良幸君） 次に、産業建設常任委員会、栗原廣哉常任委員長、お願いします。

○産業建設常任委員会委員長（栗原 廣哉君） おはようございます。産業建設委員長の栗原です。それでは、産業建設常任委員会開催結果について報告します。

開催は、令和2年8月6日に神河町役場第3会議室において、閉会中の継続調査事件についての調査を実施しましたので、主立ったものを報告していきます。

まず、建設課所管についてであります。町道水走り中河原線改良工事は、令和2年度予算で町道寺前停車場線との交差点を工事予定です。工事については、予想外に岩塊が発生したことや、通学路の安全対策協議及び長梅雨のため、工期を1か月延長していますが、令和3年度で県道加美穴栗線との交差点の工事を実施し、遅くとも令和4年度から全線供用開始する予定です。

橋梁長寿命化修繕事業の進捗状況については、観音橋と深沢橋は工事が完了し、段床橋と大山橋は9月30日完了予定です。栗橋、石風呂橋は予算の関係上、先送りとします。

この件について、次の質疑応答がありました。

栗橋と石風呂橋を予算の関係上、先送りするということが、6橋とも繰越明許の工事ではないのか。アンサー、このたびの繰越部分については、橋梁名を出さずに、判定3の橋梁が4橋、判定2の橋梁が2橋ということで申請している。特に、判定3の橋を優先することで進めており、判定2の橋については申請を取下げ、その分の予算を判定3の4橋に割り振る変更申請をしている。

栗橋と石風呂橋は、令和3年度に工事ができるのか。アンサー、判定3の橋を優先していくので、残りの11橋が判定3であれば、判定2の橋は先送りになる。

次、地籍課です。地籍事業については、計画どおり順調に進捗しています。

山林部の地籍調査について、次の質疑応答がありました。

現場での安全管理の状況は。アンサー、基本的には危機管理マニュアルを遵守して現地調査を行っている。今年度新たな取組として、1点目は、IP無線機の導入で、携帯電話では受信が不安定であった山の谷間等でも、より安定した受信ができるようになり、迅速な連絡体制が確保された。2点目は、事故発生時の応急処置について、中播消防で救急講習を受け、心肺蘇生法、応急処置法、熱中症の対処法の指導を受けている。3点目は、熱中症対策資材を配備した。

次に、地域振興課です。農林業係、人・農地プラン実質化、令和元年度完了は7地区9集落。令和2年度予定は21地区25集落。

担い手対策、集落営農組織法人化の推進、対象は法人化計画作成済み営農組合。根宇野、貝野、野村、鍛冶、大河、高朝田、南小田。

林産物の有効活用、ウリハダカエデのメイプルシロップは販売に向け、道の駅アンテナショップが食品検査を実施中です。

森林病虫害対策、ナラ枯れ防除、福本うぐいす荘裏山で春季対策実施済み。

この件について、次の質疑応答がありました。

人・農地プラン実質化の対象外地区、川上、重行、為信、峠、栗とあるが、なぜ対象外なのか。アンサー、当初、人・農地プランをつくったときに担い手がいないという形

でつくっており、今後もし担い手が見つければ、実質化プランの対象となる。

山林部以外に点在しているナラ枯れの対応は。アンサー、基本的には秋季の対策となる。県の委託事業になるので、特殊伐採が必要な部分以外はほぼ県費でできる。

商工観光係。令和2年度の観光施設の入り込み状況は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、4月7日に緊急事態宣言が発令されてから5月21日の解除まで、自主的な休業または町からの休業要請に応じていただいたことなども大きく影響し、特に4月、5月は前年同月に比較すると約25%と大きく減少しています。しかしながら、6月になると65%と、少しではありますが回復の兆しが見えています。

経営的には大変厳しい状態が続きますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を万全にしながら、経営継続・安定に向け、町としても指定管理者と協議を続けてまいります。さらに、Welcome to かみかわ観光商品券事業は8月上旬に実施する予定でしたが、宿泊施設と協議し、8月は既に予約も入っていることや全国的に感染者が増加している状況を配慮し、ハイシーズンを越えた9月1日から、宿泊施設の集客増及び町内の周遊を目的に準備を進めています。

また、事業所元気回復支援金給付事業は、8月6日現在、個人事業者15万円が202件、法人30万円が79件となっています。

この件について、次の質疑がありました。

町が管理料を出している観光施設の管理状況について、前回は苦言を言ったが、いまだに施設周辺の草がぼうぼうと生え、落ち葉がたまった状態が改善されていない。アンサー、前回の委員会後、観光施設に指導を行っているが、まだまだ行き届かない部分があるので、再度指導を行う。

町のホームページを見ても、観光商品券の発行はいつからだという記載がないので、トラブルのないよう再度確認をお願いしたい。アンサー、御指摘のとおり、昨日も何件か問合せがあったので、9月1日からと表示している。再度確認し、トラブルがないようにする。

次に、ひと・まち・みらい課。シングルマザー移住支援事業。令和2年度で地方創生推進交付金事業が終了することから、これまでの事業を継続しつつ、補助金以外の収入を確保するなど、事業の継続ができるよう検討していきます。また、移住者のみの事業ではなく、ファミリーサポート事業等、町内のシングルマザーや子育て世代の生活環境が向上するよう支援を検討していきます。

この件について、次の質疑応答がありました。

交付金事業が今年で終了するが、来年度以降のシングルマザーの支援事業をどのようにしていくのか。アンサー、補助金事業が終わったからといってシングルマザーに対する支援事業を終わるわけにはいけないので、法人格を持ったもので運営ができるかを検討している。運営するには収入が必要になるので、町の補助金等支援は続けていきたい。

アグリイノベーション事業。作畑のイチゴハウスの復旧について、7月21日にアグ

リノベーション神河（株）から報告があり、日立トリプルウィン（株）責任の下、復旧に取り組むことを確認しました。8月着工、12月完成予定です。

この件について、次の質疑応答がありました。

8月から工事に着工するというので、地主さんには報告ができていますか。また、前回の二の舞にならないようにしっかりとしたハウスができるのか。アンサー、地主さんには逐一経過を報告している。現場は実績のある大手業者が施工すると伺っており、特に問題となった基礎部分は、しっかりとした基礎を入れて、もう一回やり直したいと考えている。

貸工場関係です。進入道路舗装工事は、請負額1,299万7,600円で不死原興業が受注し、工期は令和2年5月27日から8月31日までとなっています。貸工場建築工事は、請負額1億8,887万円で但南建設（株）が受注し、工期は令和2年6月16日から12月28日までとなっています。建築工事監理業務は、請負額158万8,400円で梓建築工房＋ステージツー一級建築士事務所が受注し、工期は令和2年6月23日から令和3年1月31日までとなっております。

この件について、次の質疑応答がありました。

来年早々稼働に移るわけだが、従業員の雇用は何名ぐらいになるのか。アンサー、従業員については、雇用計画の中では、創業初年度には正規職員2名と臨時職員3名でスタートし、2年後には臨時職員を1名増やし、それから4年後には1名増やしていく。最終予定としては、正規職員2名と臨時職員6名といった事業規模で実施したいと聞いている。その中で、正規職員1名と臨時職員6名については地元雇用で計画している。

コミュニティバスの再編と新公共交通の導入検討について。令和2年5月7日、6月19日、7月10日、7月30日に、社会実験を依頼している長谷地区包括協議会の代表並びに役員等と、運行業務について打合せを行い、以下のことを確認しました。

軽四車両2台で対応。付添いなしで乗車できる方に限定。高齢者の移動手段に関する実態調査の実施についての協力。地域を挙げて環境整備を進めていくこと。

この件について、質疑応答がありました。

長谷地区におけるデマンド型乗合タクシー運行業務仕様書は、長谷地区の振興を考える会と事前に協議をした上でつくったのか。アンサー、これまで重ねてきた協議の結果をまとめ、神戸運輸監理部と調整し、少し修正をかけた。

運行期間中に発生した本運行業務に伴う不慮の事故に係る一切の責任は神河町のものとするとあるが、町のリスクが非常に大きくなるのではないかと。アンサー、当然、運転者の故意的な行為による事故については、運転者の責任として刑事責任や行政責任は当然ついてくることになるが、あくまで運行の責任者としての町の責任という部分を明示させていただいた。

以上で産業建設常任委員会の開催結果報告を終わります。

○議長（廣納 良幸君） 途中でございますが、欠席届が出ておりました。申し訳ござい

ません。日和総務課長から、選挙管理委員会出席のため、欠席届が提出されておりました。ここに報告しておきます。

それでは、私のほうから6月定例会以降、閉会中の主立った事項を御報告いたします。

7月7日、中播衛生施設事務組合議会臨時会が開かれ、吉岡嘉宏民生福祉常任委員長と私が出席しております。

次に、7月10日、神河町クールチョイスなまち宣言のメディアリリースの撮影会が行われ、私が出席いたしました。

次に、7月14日、兵庫県町議会議長会評議員会議が神戸で開かれ、各町議長の異動に伴う役員の選任が行われております。評議員会議の議題は、令和元年度一般会計決算認定、令和2年度定期総会の運営等であり、いずれも原案のとおり認定、承認しております。

同日、兵庫県町議会議長会の第71回定期総会が神戸で開催され、総会の冒頭において、県会長表彰及び県全国会長表彰の伝達が行われ、兵庫県町議会議長会で議長10年以上在籍功労者表彰を安部重助議員が受賞されておられます。定期総会の議事については、県町議会議長会の中井会長から令和元年度会務報告が行われ、了承しております。今総会においては、コロナ禍により、記念講演は中止となりました。

次に、7月16日、神崎郡議長会が市川町役場で開催され、私が出席しております。令和2年度神崎郡議会議員の研究会、情報交換会の開催について協議を行い、本年度はコロナ禍により中止といたしました。

続きまして、7月17日、令和2年度第1回一期議員研修会が神戸で開催され、「議会のルールと議員の心構え」と題して、4名の一期議員に出席していただいております。

7月22日、全国過疎地域自立促進連盟兵庫県支部総会が神戸で開かれ、私が出席しております。令和元年度報告、歳入歳出決算について、令和2年度事業計画、歳入歳出予算について、いずれも原案のとおり、承認、可決しております。また、役員改選が行われ、支部長に朝来市長、副支部長に宍粟市長、香美町長が選出されております。

次に、7月26日、国民平和行進・西播磨網の目平和行進が役場本庁舎玄関前で行われ、私が出席しております。

続きまして、8月5日、令和2年度中播磨地域づくり懇話会が姫路労働会館で開催され、私が出席しております。

続きまして、8月12日、神河町歴史文化保存活用協議会が開催され、澤田俊一総務文教常任委員に出席していただいております。

8月19日、県町議会議長会主催の議会広報研究会が神戸で開催され、小島義次広報公聴活動調査特別委員長、吉岡嘉宏副委員長に出席していただいております。

続きまして、8月21日、県町村会創立100周年記念シンポジウムが神戸で開催され、私が出席しております。

次に、8月26日、令和2年度地域創生戦略会議が開催され、私が出席しております。

次に、8月28日、中播衛生施設事務組合議会定例会が開かれ、吉岡嘉宏民生福祉常任委員長と私が出席しております。付議事件は、令和元年度中播衛生施設事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についての提案説明でございます。

その他といたしまして、新型コロナウイルス感染症の関係で、神崎郡民主化推進連絡協議会、市川右岸広域道路整備促進期成同盟会の総会が開催されませんでした。令和元年度事業報告並びに会計決算、令和2年度事業計画並びに予算等について、いずれも書面決議により原案のとおり承認、可決しておりますので御報告申し上げます。

定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、7月8日に第64号を発行し、7月27日に各区長様に配布しております。

以上で閉会中の主立った事柄について報告を終わります。

以上で諸報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を10時30分といたします。

午前10時12分休憩

午前10時30分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

これより議案の審議に入ります。

#### 日程第4 報告第6号

○議長（廣納 良幸君） 日程第4、報告第6号、令和元年度（第22期）株式会社神崎フード経営状況報告の件を議題といたします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第6号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、令和元年度（第22期）株式会社神崎フード経営状況報告の件で、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものでございます。

さて、第22期の経営状況ですが、売上げが15億2,156万円となり、前年度が14億2,763万円でしたので、対前年度比で106.6%、9,393万円の増額、税引き後の純利益では1,306万円の黒字となり、7期連続の黒字となりました。売上げの中で大口の取引先については、エスアールジャパンが前年度比91.7%となり、約1,972万円の売上げが減少しました。一方、イオングループとの取引においては114.7%となり、9,074万円の増、マルアイにおいては109.6%、3,092万円の増と、いずれも売上げが増えております。その他、金額は少ないですが、堀忠水産が125.2%と大きく伸び、472万円となっています。また、道の駅の大黒茶屋では、前年度4,036万円から97.5%と少し減少し、3,935万円の売上げとなっています。これは10月の台風などによる天候不順、3月の新型コロナウイルスの影響によるものと考えて



おります。

次に、雇用については、町内の従業員数は、昨年と比較し4人増えて、71人となっております。町内の従業員の割合は68.27%となりました。今後も、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策も含め、商品管理、従業員の健康管理などに特に厳しく対応をしていきます。また、営業面においても、新規取引先の獲得や新商品の開発に努力していきたいと考えております。

次に、令和元年6月5日の株主総会において決定し、利益剰余金から1株500円での配当を行いました。町は、持ち株830株で、41万5,000円の配当となりました。

最後になりましたが、今年5月に濱本社長から新型コロナウイルス感染防止対策で町に貢献したい旨のお話があり、マスク6,000枚を町に寄附いただき、各区にお配りをさせていただきました。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、地域振興課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。それでは、報告第6号の詳細説明を申し上げます。

令和2年6月4日に開催されました第22期定期株主総会で承認されました株式会社神崎フードの決算報告書の詳細につきまして御報告いたします。表紙の次のページ、令和2年3月31日現在の会社状況でございますが、(2)株式の状況は変更ございません。(3)取締役については、奥井氏が退任され、新しく神崎フード、福岡総務部長が取締役に承認されました。なお、監査役については昨年と変更ございません。(4)従業員数は、役員、社員、パート合わせて104名で、昨年より2名増えております。うち、町民は68.27%となっております。なお、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始、節分等の繁忙期にはアルバイトや派遣労働者を雇用して乗り切っております。

3ページには営業報告を記載しております。総売上金額が15億2,156万円で、前期と比べて9,393万円、6.6%の増額となりました。主な取引先の売上げにつきましては、エスアールジャパンが1,972万円と減となりましたが、イオングループが9,074万円、マルアイが3,092万円の増となり、全体の売上げの中ではこの3社で84%を占めております。また、イオングループの光洋については22期で新たに増えた取引先であります。売上げが伸びている取引先については、堀忠水産への売上げが前年比125.2%と大きく伸びております。道の駅については、10月の台風等による天候不順、3月の新型コロナウイルスの影響により、前年比97.5%と減収しております。

次に、4ページの貸借対照表でございますが、まずは左側の資産の部の合計欄のみを説明させていただきます。流動資産の合計で2億9,105万円となっております。金額

の大きなものは現金預金で1億2,214万円、売掛金で1億5,234万円、原材料等の棚卸資産で1,397万円、未収入金で293万円となっています。

次に、固定資産合計で6,271万円となっております。内訳は、建物、附属設備、工具、器具、備品等の有形固定資産で4,056万円、ソフトウェア等の無形固定資産で374万円、投資有価証券等その他資産で1,840万円となっております。資産の部の合計で3億5,376万4,369円となっております。

次に、右側の負債の部では、買掛金、短期借入金等の流動負債で1億9,355万円となっております。買掛金で1億3,493万円、1年以内返済長期借入金726万円、未払い金2,380万円、未払い費用2,004万円等となっております。

固定負債では、長期借入金で2,796万円で、負債の部合計では2億2,151万円となりました。

次に、純資産の部では、資本金は8,350万円で、利益剰余金4,875万円となり、純資産の部合計で1億3,225万円となりました。よって、負債・純資産の部の合計は3億5,376万4,369円となっております。

次に、5ページの損益計算書を御説明申し上げます。

売上高は15億1,301万円でございます。この内訳は、スーパー等への製品売上が14億996万円、おむすび等の物販売上げが7,224万円、大黒茶屋の売上げは、弁当、麺、お土産、たばこ、喫茶売上げで3,935万円となっております。

次に、売上原価ですが、期首棚卸高が70万円、物販仕入れ高が6,143万円、大黒茶屋商品仕入れ高が1,756万円、マックスバリュ等集配センター利用手数料の販売手数料5,793万円で合計1億3,693万円となっております。

当期製品製造原価は11億4,651万円で、内訳は6ページに記載しております。当期材料費で8億611万円、当期労務費で2億3,549万円、当期経費で1億405万円となりまして、当期総製造費用は11億4,566万円となり、棚卸高を差し引きまして、当期製品製造原価は11億4,651万円となっております。

5ページに戻っていただきます。合計が12億8,415万円となり、期末棚卸高84万円を差し引きまして、売上原価の合計が12億8,331万円となっております。売上げから原価を差し引いた売上総利益、粗利につきましては2億2,970万円となっております。

次に、販売費及び一般管理費ですが、合計金額が2億1,738万円で、内訳は6ページに記載をしております。主なもので、販売員給与の1,366万円、事務員給料の1,247万円、発送配達費の8,045万円、支払い手数料の1,778万円となり、大黒茶屋労務費については一般管理費及び製造原価に計上して、ゼロ円としております。雑給の1,184万円、賞与の570万円、法定福利費の945万円、役員7人の報酬で3,024万円、減価償却費の329万円となっております。

5ページに戻っていただきます。売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引いた

営業利益は1,231万円となりました。

次に、営業外収益については、ハローワークを通じた雇用に係る補助金、チェーン脱着場の管理委託料等の営業外収益で229万円、その他国税等還付金、実習生の家賃本人負担金で1,048万円で、計1,281万円となりました。営業外費用として、支払い利息割引料等の営業外費用で17万円、クレーム等の処理料の雑損失が1万円となりました。営業外を差し引きした経常利益は2,494万円となっております。

次に、特別利益については、貸倒引当金戻入れ額で11万円、特別損失については固定資産廃棄損7万円、固定資産圧縮損が293万円、貸倒れ損失で476万円となりました。法人税等を差し引き、当期純利益については1,306万2,088円となりました。

7ページは、株主資本等の変動計算書でございます。資本金8,350万円に当期期首残高3,652万4,913円から余剰金の配当で83万5,000円を差し引き、当期純利益1,306万2,088円をプラスして、純資産が1億3,225万2,001円となっております。この配当については、神河町の持ち株で41万5,000円の配当があり、20.42%、税引き後の33万257円を受入れしておりますが、町については公共団体であり、源泉徴収の対象ではないと再度確認した結果、公認会計士さんの間違いと、こちらにもそれに気づきませんでした。大変申し訳ございませんでした。元年度及び2年度にも配当を行っておりますので、併せて還付請求し、その後、町へお支払いする予定と確認しております。

次に、8ページを御覧ください。米の年間仕入れ量と平均価格の推移でございます。米の仕入れ価格については1キロ当たり年間の平均金額で284.2円となりまして、前年度と比べ2.4円安くなりましたが、依然高止まりの状態が続いており、大変大きく経営に影響している状況でございます。

次に、町産米の活用については、今年度は、令和2年度は日本晴5.1ヘクタール、昨年については4.7ヘクタール、生産者と契約し、地域と連携しながら会社経営を行っていきます。今後も担い手農家と協議しながら生産量を増やしていきたいと考えております。

9ページには23期の営業計画書をつけております。売上予算は、売上高15億6,264万円で、2.7%程度の増加を目指します。昨年に引き続き、エスアールジャパン、イオングループ、マルアイ直販での売上げを見込んでおります。

道の駅では新型コロナの影響も6月から徐々に回復している状況であります。引き続き、従業員の接客指導も行いながら、季節感や目新しさを考えた売場づくりを目指していきます。

今後の課題としましては、既に生産性のよい商品、単品の商品品質及び売価を上げ、値入れをよくし、値引き販売時でも利益を確保する方向性の商品が多く出ているので、自社についてもその商品を開発してまいります。また、新規取引先についても拡大をしていく予定です。

最後に、厳しい経営状況であることは確かですが、従業員一同、力を合わせて神崎フード、道の駅の経営に取り組んでまいり所存でありますので、引き続き御支援を賜りますことをお願い申し上げます。報告第6号、令和元年度（第22期）株式会社神崎フードの経営状況報告を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、藤原日順議員。

○議員（3番 藤原 日順君） 3番、藤原でございます。損益計算書のほうで、特別利益と特別損失のところで、特別損失、貸倒れ損失が476万、特別利益として計上しているのが貸倒引当金の戻入れということで11万7,000円計上してございます。これは、あるお得意先が倒産なり、そういった形で適用されて、貸倒れ損失として476万を計上された。この貸倒引当金の戻入れの益になっているのは、結局、その貸倒れになったところの貸倒引当金分を一旦利益のほうに計上されて、一方、特別損失のほうで落とされたものなのか、それとも売掛金が減るなりして貸倒引当金の戻入れの利益が出たのかという点と、それから今の貸倒れ損失について、差し支えない範囲で説明できることがあればお願いしたいと思います。別に企業、個人名、固有名詞までは要らんとは思いますが、ちょっとその辺の事情のこと、経緯を説明していただければというように思います。

○議長（廣納 良幸君） 多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） まず1つ目の貸倒引当金戻入れ額につきましては、神崎フードさんのほうについても、この分も今まで上がってなかった分なのでちょっと確認をさせていただいています。あまり詳細ではないんですが、不良債権処理後の貸倒引当金との差額の戻入れということでお聞きをしております。

それから、もう一点、貸倒れ損失の部分については、売り掛けの未回収分の処理額、不良債権の分になるんですが、その詳細についてはこちらのほうはお聞きをしておりません。以上ということでさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（廣納 良幸君） ほかに質疑のある方。

ないようでございます。（発言する者あり）

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 1つお聞きしたいんですが、従業員の中に外国の方もおられるんですか。もしおられれば、人数なんかも分かれば教えてほしいんですが。

○議長（廣納 良幸君） 多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 外国人研修生ですけど、3月31日現在で17名の方、ベトナムの研修生でございます。4月以降も予定をされていたんですが、このコロナの関係で入国ができないとかいう関係で、今のところそういった感じで推移をしているというところでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

報告第6号については、以上のとおりでございます。よろしく御了承のほど願います。

---

日程第5 報告第7号

○議長（廣納 良幸君） 日程第5、報告第7号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件を議題といたします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第7号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査意見書を付して報告するものでございます。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率でございます。普通会計及び特別会計と公営企業会計それぞれに赤字はなく、これら会計を連結しての赤字もないので、該当はございません。実質公債費比率は15.8%、将来負担比率は76.0%で、いずれも早期健全化基準未達の比率でございます。また、公営企業会計に係る資金不足比率は、資金不足が生じていないので、該当はございません。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課兼財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。よろしくお願いをいたします。それでは、報告7号につきまして詳細の説明をいたします。

まず、表紙をめくっていただきまして、報告書のほうをお願いをいたします。まず、健全化判断比率の実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、それぞれ赤字ではございませんのでハイフンで示しております。実質公債費比率につきましては15.8%で、昨年度の比率が16.3%でしたので、0.5ポイント下がっております。それから、将来負担比率につきましては76.0%で、昨年度の比率が56.4%でしたので、19.6ポイント上昇をしております。これらは、右側の欄にございます早期健全化基準未達となっております。この実質公債費比率につきましては、我が町にとって非常に大事な指数というふうに考えておりまして、平成26年度に18パー未達を達成してから引き続き公債費の適正な管理に努めながら比率の改善を図ってきたところでございまして、

比率は一時的ではありますが下がりましたが、現在、最重点事業の実施に充当しております合併特例債、過疎債、辺地債等の償還が今後増加していくことから、比率は徐々に上昇していくことが見込まれるため、今後の起債発行につきましては一段と注視しながら、18パーを超えることがないように行政運営を行っていかねばならないと考えてございます。また、将来負担比率につきましても同様に、普通会計、企業会計等の地方債の現在高が増加しておりまして、比率は昨年度を上回っております。今後も比率につきましては上昇していく見込みでございます。

2、資金不足比率につきましては、それぞれにおいて資金の不足は生じておりませんので、ハイフンで示させていただいております。

そうしましたら、2枚めくっていただきまして、1ページ、次に1ページから5ページまでを添付しております。1ページにつきましては総括表、2ページにつきましては実質赤字比率と連結実質赤字比率、3ページは実質公債費比率、4ページは将来負担比率、そして5ページはそれぞれの算出方法につきまして掲載をさせていただいております。

そうしましたら、5ページの算出の資料を中心に御説明をさせていただきますので、5ページの算出資料をお開きください。まず、1つ目の実質赤字比率でございます。これにつきましては、普通会計の赤字比率ということでございまして、算出につきましては記載のとおりで、分母は標準財政規模、分子は一般会計等の実質赤字額です。

分母の標準財政規模につきましては3ページをお開きください。3ページの中段の令和元年度の⑫、⑬、⑭の3つの額を合計しました額が標準財政規模で、金額で50億495万8,000円となっております。

続いて、分子に当たります一般会計等の実質赤字につきましては、2ページをお開きください。2ページ、左上段に一般会計という欄がございます。一般会計から長谷地区振興基金特別会計までの実質収支の小計でございまして、いずれも黒字ということで、結果的にハイフン表示ということでございます。

続きまして、連結実質赤字比率でございます。分母は標準財政規模で、先ほどの連結実質赤字比率と同様でございます。分子は、先ほど申しました2ページの一般会計等の小計に、その下、国民健康保険事業特別会計から、右下の土地開発事業特別会計の実質収支額及び企業会計の剰余額を全て足した合計で、いずれも黒字ということで、結果的にハイフン表示となるものでございます。

すみません、5ページに戻っていただき、3つ目の実質公債費比率につきまして御説明を申し上げます。まず、分母は標準財政規模から普通会計の元利償還金及び企業会計等の準元利償還金に係る基準財政需要額の算入額を差し引いた数字、分子は地方債の普通会計と企業債の元利償還金等の合計から特定財源と元利償還金等に係る基準財政需要額の算入額を差し引いた数字を用いて算出することとなっております。

それでは、3ページを再度お開きください。まず、分母でございます。標準財政規模

から差し引く交付税算入額は、上段右端⑨、⑩、⑪の令和元年度の合計額、10億1,832万9,000円となっております。この数字が普通交付税の基準財政需要額に算入された公債費の元利償還金となっております。

続きまして、分子でございます。地方債の元利償還金は、上段①から⑦の令和元年度の合計額が16億3,702万8,000円、続いて、差し引く特定財源の額は、⑧と、それと普通交付税の算入額、⑨、⑩、⑪の合計が10億5,248万となり、それぞれの数字を用いて分子を算出しています。それによって算出されました令和元年度単年度の実質公債費比率は、中段右から2つ目の欄、14.66254%になります。これを3か年平均しますと、平成29年度、30年度、令和元年度の3か年平均、令和元年度決算における実質公債費比率は15.8%という比率が算出されるということでございます。

続いて、4つ目の将来負担比率でございます。4ページをお開きください。分母につきましては、先ほど御説明をいたしました実質公債費比率の分母と同様でございます。分子の将来負担額は、上段の合計202億3,751万6,000円、差し引かれる充当可能財源等は中段の3つの合計、172億378万4,000円、この算出により、分子は30億3,373万2,000円、分母は39億8,662万9,000円を計算しますと、令和元年度決算における将来負担比率は76.0%という比率が算出されるということでございます。

続きまして、最後、資金不足比率でございます。資金不足比率につきましては、それぞれ該当がございませんのでハイフンで表示をさせていただいております。

これらにつきましては、企業会計の財政状況調査、普通会計の財政状況調査を基に、国から示されましたシートにより算出しております。現在、県、国に報告をしているところでございます。以上、簡単でございますが、詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、日順議員。

○議員（3番 藤原 日順君） 3番、藤原でございます。ちょっと重箱の隅をつつつくような細かい質問で申し訳ないんですが、教えてください。

将来負担比率の中で、充当可能基金金額というのがございますよね。これについては、4ページの表に出てますように、4ページの中段、上から2段目の充当可能基金として27億1,566万が計上されております。これについては、財調、財政調整基金から減債基金であるとか福祉基金、以下ずっと、寺前地区の振興基金とか長谷地区の振興基金までの一般によく報告のある基金残高プラス国民健康保険の財政調整基金、それと、介護保険の給付金に対する基金、この分を加えた金額が27億1,500万の金額になるかと思っております。一般的に、基金として会計のほうで管理されてる分で、これのまちづくり基金10億余り、これについては、返済が終わらないと使えないということで、この

分が将来のほうに入らないということは理解できるんです。ところが、訪問看護も、これも特別な事業になりますので、この分も一応対象外になるだろうと。一つ、今期から森林環境税の森林環境譲与税の基金をつくっておりますよね。その分が計上されてないんですけども、それは、だから将来に対する基金ということで、これは本来返済可能、充当可能基金のほうに入れるべきではないかと思うんですが、これは国からの指導か何かで、森林環境譲与税の基金については将来の負担、将来の充当可能基金としては入れてはいかんとというような指導がなされてるんでしょうか。ちょっと細かいことで申し訳ありませんけど。

○議長（廣納 良幸君） 黒田総務課兼財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。森林環境譲与税の基金でございます。健全化比率につきましては統一の団体の比較というところがありまして、そういう中で森林環境譲与税に係る基金については算入しないということでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

報告第7号については以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

---

## 日程第6 諮問第1号

○議長（廣納 良幸君） 日程第6、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題といたします。

諮問第1号に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 諮問第1号の提案理由について御説明申し上げます。

本諮問は、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件でございます。平成30年1月1日から人権擁護委員をお務めいただいております岡部久美代様が、令和2年12月31日をもって任期満了となります。岡部久美代様は、人権に対する識見が高く、地域の方の信頼も大変厚く、人権擁護の高い資質をお持ちの方でございますので、このたび法務大臣に対し推薦させていただくに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御意見をお聞きしたく諮問するものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細説明につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

高木住民生活課長。



○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。人権擁護委員の推薦につきまして御説明いたします。

まず、人権擁護委員は、人権擁護委員法に市町村の区域に置くものと義務づけられております。この法律の1条には、目的として、基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るためとされ、第2条では、委員の使命として、基本的人権の侵犯に対し、監視、救済、速やかに適切な処置をもって自由人権思想の普及高揚に努めるとされ、第6条、委員の推薦及び委嘱では、法務大臣が委嘱し、町長が議会の意見を聞いて候補者を推薦するとされ、第9条、委員の任期は3年とされています。

このたび推薦をいたします岡部久美代様は現在65歳で、昭和51年4月から小学校教諭として平成28年3月末に退職されるまでの40年間の長きにわたり、学校教育現場で力を注いでこられました。小学校教諭として人権尊重の理念に対する理解を深め、お互いを認め合いながら共に生きる共生社会の実現に御尽力をされ、また、同和問題が人権問題の重要な柱であると捉えつつ、女性、子供、高齢者、障害のある人、外国人等、人権に関わる課題の解決に向け、教育の主体性、中立性を堅持しながら総合的に取り組まれてきました。これらの経験を生かし、誰もが守らなければならない人権を守り合う、豊かに共生する社会づくりの一翼を担いたいとの抱負をお持ちです。

以上の理由により、人権擁護委員に適任であると認め、推薦します。なお、経歴等を添付いたしておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明は終わりました。

諮問第1号に対する質疑に入ります。質疑のある方。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

ここでお諮りいたします。諮問第1号、被推薦者、岡部久美代氏は、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じておられ、議会としても適任者であるとの意見を提出いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認め、岡部久美代氏が適任者であるとの意見を提出することに決定いたしました。

## 日程第7 諮問第2号

○議長（廣納 良幸君） 次に、日程第7、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題といたします。

諮問第2号に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 諮問第2号の提案理由について御説明申し上げます。

本諮問は、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件でございます。平成30年1月1日から人権擁護委員をお務めいただいております新弘正様が、令和2年12月31日をもって任期満了となります。再任をお願いいたしましたが、諸事情により退任される御意思が固いため慰留を断念いたしました。新様の3年間にわたるこれまでの御功績に対しまして、心から御礼を申し上げたいと思います。

さて、新様の後任として今回推薦させていただきます松田隆幸様は、人権に対する識見が高く、地域の方の信頼も大変厚く、人権擁護の高い資質をお持ちの方でございますので、このたび法務大臣に対し推薦させていただくに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御意見をお聞きしたく諮問するものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細説明につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。人権擁護委員の推薦につきまして御説明いたします。

推薦をします松田隆幸様は現在61歳で、平成30年3月まで神河町職員として長年勤務をされました。特に教育委員会事務局での勤務が長く、学校教育、社会教育、社会体育全般に携われてこれ、人権・同和教育の担当を2年、教育課長として5年、いじめ、虐待問題や障害児教育、人権教育等に熱心に取り組んでこれられました。また、性格も温厚で、住民からの信頼も非常に厚く、地域の行事には率先して参加され、地域住民との交流も大切にされています。その他、ボランティアとして約30年間、青少年スポーツの指導をされ、これまで多くの方と接してこれられた経験もあります。以上の理由により、人権擁護委員に適任であると認め、推薦します。

なお、経歴等を添付いたしておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

諮問第2号に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑がないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

ここでお諮りいたします。諮問第2号、被推薦者、松田隆幸氏は、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じておられ、議会としても適任者であるとの意見を提出したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。よって、松田隆幸氏が適任者であるとの意見を提出することに決定いたしました。

---

#### 日程第8 第65号議案及び第66号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第8、第65号議案、神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、第66号議案、神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件の2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第65号議案及び第66号議案につきましては、関連がございますので、一括で提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、第65号議案、神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件及び、第66号議案、神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、令和2年4月1日に施行されました家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正、また、同内容の規定が、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定の運営に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第39条）にも規定されていることから、同様に一部改正がなされたことを踏まえ、本条例を改正するものでございまして、内容は、家庭的保育事業等による保育の提供終了後の連携施設の確保についての規定の追加を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

なお、家庭的保育事業等とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業または事業所内保育事業をいいます。これらの事業所は神河町を含めまして郡内に該当施設はございません。

以上が提案理由並びに内容であります。

詳細につきましては教育課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。それでは、まず第65号議案の詳細について御説明申し上げます。

1 ページの新旧対照表を御覧ください。改正の内容は、主には2点でございます。まず1点目は、第6条の保育所等との連携についてございまして、第4項第1号では、保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育または保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき、また、第2号では、家庭的保育事業者等による連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、第1項第3号の規定、つまり連携施設の確保の規定を適用しないこととすることができるものでございまして、第5号では、第4項第2号に該当する場合、つまり連携施設の確保が困難な場合には連携協力を行うものとして、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設を適切に確保しなければならないというものでございます。

次に、2点目でございます。第37条、居宅訪問型保育事業についてでございますが、保護者の疾病や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化するための規定の追加ということでございます。

次に、第66号議案の詳細について御説明申し上げます。66号議案の1ページの新旧対照表を御覧ください。改正の内容は、これにつきましても2点でございます。まず1点目、第7条第2項、あっせん、調整及び要請に対する協力につきまして、第42条第4項の改正に関連して行うものでございまして、第40条第2項及び第42条第4項第1号においても同様に、児童福祉法の規定に読み替えて適用する場合も含むと明記したものでございます。

2点目でございます。第42条第4項及び第5項につきましては、議案第65号で説明させていただきました神河町家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第4項及び第5項の改正と同じ内容でございまして、第42条第4項第1号では、保育の提供の終了に際して保護者の希望に基づき引き続き必要な教育または保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき、また、第2号では、特定地域型保育事業者、つまり家庭的保育事業者等ございまして、それら事業者による連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、第1項第3号の規定、つまり連携施設の確保の規定を適用しないこととすることができるものでございます。また、第5号では、第2号に該当する場合、つまり連携施設の確保が困難な場合には連携協力を行うものとして、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設を適切に確保しなければならないというものでございます。

以上が改正の内容の詳細でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明は終わりました。

2議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第65号議案について討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより、第65号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第65号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第66号議案について討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第66号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第66号議案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 第67号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第9、第67号議案、神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第67号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

す。本議案は、神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、令和2年4月1日に施行された放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令に基づき、条例の一部を改正するものでございます。

当町において、放課後児童支援員（学童保育クラブ指導員）は都道府県知事が行う研修（放課後児童支援員認定研修）を修了した者でなければならないと規定しておりましたが、県知事のほか、政令指定都市または中核市の長も研修の実施者に加える省令の一部改正に伴い、町条例についても所要の改正をするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第67号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第67号議案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 第68号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第10、第68号議案、令和2年度神河町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第68号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。本議案は、令和2年度神河町一般会計補正予算（第5号）でございまして、補正予算（第4号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、歳入では、地方特例交付金、減収補填特例交付金260万円の増額。地方交付税は、普通交付税が2億4,724万7,000円の増額で、補正後の総額が

28億9,224万7,000円。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億1,098万4,000円の増額。間伐等の事業として、緊急防災林整備事業補助金が1,372万円増額、森林環境譲与税基金繰入金が227万8,000円増額。寄附金が一般、指定合わせて513万円の増額。前年度繰越金が8,305万9,000円の増額で、補正後の総額が1億3,305万9,000円。町債で、臨時財政対策債が1,288万2,000円の増額で、発行可能額が2億788万2,000円。急傾斜地崩壊対策事業債等の増額とこれに伴う地方債補正による限度額の増額。今回の補正における財源調整として財政調整基金繰入金の1億2,283万3,000円の減額補正等でございます。

歳出では、前年度繰越金の処分として、財政調整基金積立金6,660万円、公共施設維持管理基金積立金1,330万円の増額。また、ケーブルテレビネットワーク維持基金積立金1,500万円の増額。戸籍情報システム改修委託料1,015万3,000円増額。人生いきいき住宅改修等の助成費828万4,000円増額。公立神崎総合病院事業会計補助金が1億4,505万円の増額。森林環境譲与税の活用による間伐促進に1,559万9,000円増額。学校教育活動再開支援事業400万円増額。

そして、国の2次補正、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を活用した町独自事業として、国からの要望のある新しい生活様式に対応した地域未来構想20にコミットした行政IT化整備事業や、農村回帰への農林業スマート化事業を中心に1億1,044万4,000円を増額補正するものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億2,259万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ101億5,415万8,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課参事兼財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。よろしくお願いをいたします。それでは、第68号議案の詳細を御説明いたします。

まず、6ページをお開きください。6ページ、第2表、債務負担行為補正でございます。1、債務負担行為の追加でございます。行為の事項は医師修学資金の貸与事業で、公立神崎総合病院の医師確保対策として医学生の修学費用を貸与するもので、令和2年度、新規1名でございます。行為の期間は令和2年度から令和7年度までの6年間で、限度額は年240万円の6年で、1,440万円でございます。

次に、7ページ、第3表、地方債補正をお開きください。1、地方債の変更でございます。1、臨時財政対策債は、令和2年度、普通交付税の算定結果によりまして確定したもので、1,288万2,000円を増額し、限度額を2億788万2,000円とするも

のでございます。3、過疎地域自立促進特別事業は、医師修学資金貸与事業で1名分240万円の増額で、限度額を5,160万円とするものでございます。10、急傾斜地崩壊対策事業は、岩屋区、鍛冶区、本村区で予定をしております急傾斜地崩壊対策事業負担金の財源といたしまして予算計上をしているもので、県からの負担経費確定通知により220万円を増額し、限度額を1,570万円とするもので、公共事業債で充当率は90%でございます。これによりまして、限度額の総額は9億9,518万2,000円でございます。

なお、24ページに地方債の内訳として別添資料を添付させていただいておりますので、よろしく御確認をお願いをします。

続いて、事項別明細書で説明をさせていただきますので、11ページをお開きください。2、歳入、10款地方特例交付金は、令和2年度普通交付税の算定結果により確定したもので、住宅借入金特別税額控除減収補填特例交付金64万円、自動車税減収補填特例交付金122万円、軽自動車税減収補填特例交付金74万円の増額で、合わせまして260万円を増額するものでございます。

続きまして、11款地方交付税、普通交付税で2億4,724万7,000円の増額で、補正後の普通交付税は28億9,224万7,000円でございます。主な当初予算との乖離につきましては、基準財政収入額は過疎法による減収補填額が算入されたこと、また、基準財政需要額につきましては、地域社会再生事業につきまして、人口行動変化、人口集積度合いによる指数創設による単位費用の増加、地域の元気創造事業につきまして、業務システムに対するクラウド導入率計上による増加、そして、人口減少等特別対策事業につきまして、取組の必要度に応じ単位費用の増加でございます。また、包括算定におきましては、会計年度任用職員の期末手当支給による単位費用の増加でございます。ということで、特にトップランナー方式という形で地方の競争部分で頑張った事業をやった部分が増えたということでございます。

続きまして、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、保育所運営費負担金487万6,000円、障害者自立支援給付費等負担金2,186万7,000円、合わせまして2,674万3,000円の増額でございます。令和元年度の実績報告書に基づき追加交付されるものでございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、社会保障・税番号システム整備費補助金といたしまして1,015万3,000円の増額で、国外転出者のマイナンバー制度導入による戸籍情報システムの整備経費に補助されるものでございまして、補助率は10分の10でございます。続いて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は1億1,098万4,000円の増額で、国の2次補正に係る町独自事業の財源とするものが1億1,044万4,000円、国の1次補正に係る国庫補助事業の地方負担分につきましては、小・中学校校内通信ネットワーク整備事業の財源とするものが54万円でございます。これによりまして、補正後の地方創生臨時交付金の総額は3億2,522万4,000



円の見込みでございます。続いて、マイナポイント事業費補助金は50万8,000円の増額で、新規事業のマイナポイント利用環境整備事業に係る経費に対して補助をされるもので、補助率は10分の10でございます。

なお、21ページに新規事業の掲載をさせていただいておりますので、そちらのほうも御確認をいただけたらと思います。

続きまして、2目民生費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金（その他住宅等関連事業等助成金）8万5,000円の増額で、人生いきいき住宅助成事業の財源として補助されるものでございます。また、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は200万円の増額で、保育所におきまして、延長保育、一時預かりに対しまして感染予防対策に係る経費に補助されるものでございます。補助の基準は1支援事業1か所当たり50万円で、補助率は10分の10でございます。

続きまして、3目衛生費国庫補助金は、地球温暖化対策推進事業補助金で500万円の減額で、補助金の名称、歳入科目を錯誤していたため、13ページになりますが、21款諸収入の雑入の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金と名称を改めさせていただきました。499万9,000円を計上するものでございます。なお、計上金額1,000円の相違は、交付決定による額が確定したことによるものでございます。

続きまして、5目土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金（定住促進）94万5,000円の増額でございます。内容につきましては、若者世帯リフォーム支援補助金の財源として補助をされるものでございます。

続いて、11ページから12ページの7目教育費国庫補助金は、公立学校情報機器整備費補助金が小学校費で70万円、中学校費で30万円の増額でございます。校内通信ネットワーク整備事業に係るものでございます。学校教育活動再開支援事業補助金は小学校費で150万円、中学校費で50万円の増額で、学校再開に伴います新型コロナウイルス感染対策に補助されるもので、兵庫県につきましては特定警戒都道府県であるため、加算地域ということで追加で交付をされたものでございます。1校当たり補助対象事業は上限が100万円、補助率は2分の1でございます。幼稚園費補助金の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は100万円の増額で、内容につきましては、保育所で御説明をさせていただいたものと同様でございます。

16款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金は、保育所運営費負担金、障害者自立支援給付費等負担金、障害児通所給付費等負担金、合わせまして374万5,000円の増額でございます。これにつきましても令和元年度の実績報告書に基づき追加交付をされるものでございます。

2項県補助金、1目総務費県補助金は、消費者行政活性化事業補助金31万4,000円の増額で、これにつきましては新型コロナウイルスの感染拡大に伴い追加交付をされるものでございます。

2目民生費県補助金は、社会福祉費補助金で、人生いきいき住宅事業補助金等413

万6,000円の増額でございます。また、医療助成費補助金は146万8,000円の増額で、これにつきましても令和元年度の実績報告に基づき追加交付をされるものでございます。

続いて、4目農林業費県補助金でございます。人・農地問題解決推進事業補助金ということで536万3,000円の増額でございます。経営転換、地域集積協力金に補助されるものでございまして、補助率は10分の10でございます。農村地域防災減災事業補助金324万円の増額で、ため池廃止実施計画の作成、それから、特定ため池の定期点検に係る経費に補助されるものでございまして、これにつきましても補助率は10分の10でございます。緊急防災林整備事業補助金は1,372万円の増額で、緊急防災林整備事業、いわゆる斜面对策の間伐等に補助をされるものでございます。

続いて、3項県委託金、1目総務費県委託金は、統計調査費委託金で、国勢調査等、基幹統計の委託金の決定によるもので、15万3,000円の減額でございます。

続いて、7目教育県委託金は、幼小の円滑な接続推進事業委託金15万円の増額で、新規の事業で、幼稚園と小学校で接続期のカリキュラムを共有し、幼小連携に活用することで円滑な接続を図るというものでございます。実践協力園は神崎幼稚園でございます。この事業につきましても、後ろの23ページのほうに新規事業ということで掲載をさせていただいておりますので、よろしく願いをします。

13ページをお願いいたします。18款寄附金、1目一般寄附金は、2件、8万円の増額でございます。

2目指定寄附金は2件、505万円の増額で、新型コロナウイルス感染症の対策として主に病院関係等に活用していただきたいとの用途指定でございます。個人が1名と事業者ということでございます。なお、名称等につきましては非公表をお願いをしますという意向でございます。

続いて、19款繰入金、2項基金繰入金、5目神河ふるさとづくり応援基金繰入金は49万1,000円の減額で、令和元年度の決算に基づき減額するものでございます。

6目財政調整基金繰入金は1億2,283万3,000円の減額で、今回の補正の財源調整のため減額するものでございます。令和元年度決算におけます前年度繰越金の処分による積立て等を含めまして、補正後の現在高は11億6,640万4,000円でございます。

8目森林環境譲与税基金繰入金は227万8,000円の増額で、間伐等の推進経費の財源として増額するものでございます。

20款繰越金は、前年度繰越金で8,305万9,000円の増額で、令和元年度決算が確定したことにより計上をさせていただいております。

21款諸収入、5項雑入、2目雑入は、市町村振興宝くじ交付金33万8,000円の減額でございます。市町支援事業に係る配分額が確定したことによるものでございます。続いて、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金は、衛生費国庫補助金で御説明を

させていただいたとおりでございます。機構集積協力金過年度分返還金につきましては106万2,000円の増額で、農地転用によります交付要件を満たさなくなった農地につきまして協力金を返還いただくもので、主に大十の倉庫の建築造成に係るものでございます。

22款町債は、臨時財政対策債1,288万2,000円、過疎地域自立促進特別事業債240万円、急傾斜地崩壊対策事業債220万円の増額で、第3表、地方債補正で御説明をしたとおりでございます。

続いて、15ページ、歳出をお願いします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、行政用コンピューターに係る補正で、修繕料、システム運用維持委託料を1,181万9,000円増額、パソコンリース料を445万5,000円減額するものでございます。次に、マイナポイントの広報啓発経費といたしまして、消耗品、印刷製本費、広報啓発事業委託料50万8,000円の増額で、また、医師修学資金の貸与金として1名分240万円を増額するもので、これにつきましては財源は過疎債でございます。そして、地方創生臨時交付金、行政IT化整備事業5,639万2,000円の増額でございます。新型コロナウイルスを踏まえデジタル強靱化社会に対応するための整備をするもので、主に議会タブレット端末等の整備、リモート会議、テレワーク等のネットワーク環境を整備するものでございます。これにつきましても新規事業ということで、21ページにこの詳細につきまして掲載をさせていただいておりますのと、今朝ほどお配りをさせていただいたところに事業の備品等の明細等を提出をさせていただいておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

続いて、4目財産管理費は、前年度繰越金の処分として財政調整基金積立金6,660万円、公共施設維持管理基金積立金1,330万円を増額するものでございます。

5目交通対策費は、地方創生臨時交付金事業でコミュニティバス環境整備事業として68万3,000円の増額で、運行委託をしておりますコミバスのコロナ対策予防経費を補助するものでございます。

7目CATV管理運営費は、ケーブルテレビネットワーク維持基金積立金1,500万円の増額で、施設の維持のため基金に積立てをするものでございます。

8目諸費、15ページから16ページは、障害者医療費国庫負担金などの返還金といたしまして282万1,000円の増額で、令和元年度実績報告書に基づきまして返還されるものでございます。機構集積協力金過年度分返還金106万2,000円の増額につきましては、歳入の雑入のところで御説明をさせていただいたとおりでございます。

16ページの10目消費者行政費は35万5,000円の増額で、歳入で御説明しました消費者行政活性化事業に係る経費で、食品ロスの啓発冊子等の作成経費を計上しているものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費は1,015万3,000円の増額で、歳入、社会保障・税番号システム整備費補助金のところで御説明したとおりでございます。

16ページから17ページ、5項統計調査費は工業統計調査費1万6,000円、経済センサス統計調査費8,000円、国勢調査費12万9,000円の減額でございまして、額の確定通知により減額するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、申込みの件数が増加によることによります人生いきいき住宅の助成828万4,000円を増額するものでございます。

3目心身障害者福祉費は中播福社会管理運営費等補助金が92万円の減額で、令和元年度運営費を精算しまして、令和2年度の運営費が確定したことで計上をさせていただいております。グループホーム等利用者家賃負担助成事業給付費は17万7,000円の増額で、新規の利用者の増加によるものでございます。

2項児童福祉費、3目保育所費は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業で、神崎保育園、寺前保育所へ延長保育50万円、一時預かり50万円をそれぞれ感染拡大予防として補助をするものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、公立神崎総合病院事業会計補助金でございまして、1億4,505万円の増額で、うち505万円につきましては歳入で御説明しました指定寄附金でございます。

17ページから18ページでございまして。5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は、経営転換協力金13万5,000円の減額、地域集積協力金549万8,000円の増額で、人・農地問題解決推進事業によるものでございまして、経営転換者1名の確定、それから、貸付面積3地区の確定によるものでございます。地方創生臨時交付金事業といたしまして、スマート農村促進事業ということで3,450万円の増額でございまして、地域農業者の担い手等を対象に農業用のドローンやリモコン式の草刈り機等のスマート化最新機種を導入に対しまして予算の範囲で補助をするものでございます。これにつきましても新規事業ということで、22ページのほうに少し詳細を掲載させていただいております。

4目農地費は、ため池の点検の経費324万円の増額でございまして、農村地域防災事業によるもので、歳入で御説明をさせていただいたとおりでございます。町単独土地改良事業補助金は300万円の増額で、7月の長雨によります農地の崩壊等の復旧工事に補助をするものでございます。

続いて、2項林業費、2目林業振興費は、緊急防災林整備事業補助金、それと、森林環境譲与税基金を活用いたしまして、森林経営管理意向調査によります大畑字岸ノ谷人工林50.8ヘクタールの間伐等の経費を計上をさせていただいております。金額につきましましては1,599万8,000円でございます。また、地方創生の臨時交付金事業としまして、農業と同じくスマート山村促進事業ということで480万円を増額させていただいて、地域林業者等を対象に森林用のドローンとスマート化機種等の導入に対しまして予算の範囲で補助をしていくというものでございます。これにつきましても、22ページの新規事業のところを詳細を掲載をさせていただいております。

6 款商工費、2 目観光振興費は、6 月で補正議決いただきました観光施設のトイレ改修工事費について、4 4 3 万 4,0 0 0 円に地方創生臨時交付金を充当させていただきまして、さらに観光施設の水道手洗いの自動化等というようなところにつきまして 5 8 7 万 3,0 0 0 円を増額するものでございます。そうしまして、財源につきましては地方創生臨時交付金を財源とするということでございます。

7 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費は、急傾斜地崩壊対策事業負担金で、第 3 表の地方債補正で御説明をさせていただいたところでございます。

2 項道路橋梁費、2 目道路橋梁新設改良費は、橋梁の長寿命化修繕事業で、水ノ谷のトンネル点検業務、それから、橋梁の修繕工事費等の全体を通しまして内容を精査をしたことによるものでございます。

1 9 ページで、5 項住宅費、1 目住宅管理費は、若者世帯リフォーム支援補助金 2 1 0 万円の増額で、これにつきましても申込件数の増加によるものでございます。

8 款消防費は、全国市町村に対する小型動力ポンプ付軽消防自動車の寄贈が決定しましたことによりまして、車両の艀装等の必要経費につきまして 2 2 5 万 7,0 0 0 円を予算計上をさせていただいてるところでございます。

続いて、9 款教育費、2 項小学校費、1 目小学校管理費は、校内通信ネットワーク整備事業で、家庭学習のための通信機器の購入に 1 0 7 万 8,0 0 0 円、学校教育活動再開支援事業でコロナ対策経費に 3 0 0 万円、それから、コロナ対策として修学旅行に係りますバスの借り上げに 4 0 万 5,0 0 0 円を増額させていただいてるところでございます。

3 項中学校費、1 目中学校管理費は、校内通信ネットワーク整備事業で、家庭学習のための通信機器の購入に 4 6 万 2,0 0 0 円、学校教育活動再開支援事業でコロナ対策経費に 1 0 0 万円を増額をさせていただいております。

4 項幼稚園費は、経常事務費を 1 5 万円減額させていただきまして、幼小の円滑な接続事業費として 1 5 万円を新たに増額をさせていただいております。それから、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業で 1 0 0 万円の増額をするものでございます。

2 0 ページ、5 項社会教育費は、学童保育クラブ補助員の委託料を 8 4 万 7,0 0 0 円増額させていただき、旧越知谷小学校の光熱水費につきまして 3 8 万 5,0 0 0 円を増額するものでございます。

続いて、6 項保健体育費は、地方創生臨時交付金事業といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応社会体育施設環境整備事業といたしまして 3 7 6 万 2,0 0 0 円を増額させていただき、社会体育施設の感染拡大予防ガイドライン等に基づきまして、感染予防用の大型送風機でありますとか、それからトイレの手洗い場等につきまして、自動水洗化の整備をするものでございます。

2 1 ページから 2 3 ページにつきましては、先ほど来御説明をさせていただいているとおりで、新規事業の説明一覧表を掲載させていただいてございます。

24ページにつきましては、補正に伴う地方債の内訳でございます。よろしく御確認をお願いしたいと思います。

大変長くなり申し訳ありませんでした。以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。再開は13時10分といたします。

午後0時08分休憩

午後1時10分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

先ほどの説明の後、要するに令和2年度神河町一般会計補正予算（第5号）の提案理由に対するこれから質疑に入ります。質疑のある方、よろしく申し上げます。

6番、小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。ちょっとだけお尋ねします。詳細説明資料の18ページの真ん中辺、13節委託料ですけれども、この中で森林経営管理意向調査業務委託料が200万減になってますけれども、減の理由、どうして減ったのかということと、それから業務内容は何だったのか、また分かれば教えていただきたいと思えます。

○議長（廣納 良幸君） 前川地域振興課特命参事。

○地域振興課副課長兼農林業特命参事（前川 穂積君） 地域振興課農林業係の前川でございます。小島議員さんの御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

まず、森林管理意向調査業務の委託料の減でございますけれども、これの減額の理由としましては、入札減でございます。この意向調査の内容としましては、山の所有者に対しまして、森林の管理を今後も継続的に自分で実施をされるか、それとも、管理ができないので町などへ経営を委託するかどうかというような意向を調査するものでございます。ちなみに、この減額の対象となっておりますところにつきましては、今年度実施します、作畑新田の意向調査の分でございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

4番、小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。22ページの説明資料の、こちらに一番下に観光施設の、いわゆる手洗いの自動化7事業所って書いてあるんですけど、この7事業所がどこかっていうのと、それと当日配付していただいたA4判の中で、この体育施設も何かその手洗いをされるんですね、自動化を。それがどこどこかっていうのを教えていただけますか。

○議長（廣納 良幸君） 多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。新しい生活様式の関

係の分で公衆用トイレの手洗いの自動化の箇所でございますが、観光施設が中心でございます。新田ふるさと村でオートサイトとかお山のサイトほかで19台、グリーンエコ一笠形で天満宮横すこやかトイレ、響の湯ほかで36台、ピノキオ館で3台、ヨーデルの森でバーベキュートイレ、ベルク、エーデルワイスほかで29台、ホテルリラクシア、キャンプ場、駐車場、リラクシアの森で13台、とのみね自然交流館の管理棟で5台、わくわく公園で3台、合計108台が公衆用トイレの手洗いの自動化でございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 高橋教育課特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（高橋 宏安君） 教育課、高橋でございます。自動水洗の取替えの箇所数の御質問にお答えいたします。

体育関係施設につきましては8施設予定しておりまして、まず、はにおか運動公園に6か所、町民体育館で7か所、町民温水プールで9か所、神崎体育センターで8か所、すば一く神崎で4か所、町民グラウンド4か所、越知谷アクティブセンターで5か所、そしてB&G体育館で7か所でございます。合計50か所を予定しておりまして、主にトイレ、野球場につきましてはベンチの手洗い、そして更衣室など交換する予定にしております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかに。

5番、吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 関連です。同じページで公衆用トイレの洋式化3施設あるんですけども、説明資料の22ページのところ。その3施設、場所、すんません。

○議長（廣納 良幸君） 多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。公衆用トイレの洋式化の工事の部分でございますが、グリーンエコ一笠形、川の駅、わくわく公園の3か所でございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございせんか。

11番、澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 澤田です。このたび、国の地方創生の臨時交付金が1億1,000万ほど入ってくる。それを受けて新しい生活様式への行政のIT化整備事業等で約50%が予算化されて、入ってくるお金の約半分を役場の中で使うというふうになっていると思うんですけども、今回の臨時交付金の使い道というのがどのような、国からはどういう意味でこの臨時交付金が交付されているのか。使い道が限定されているのか。町民の方々への部分での使い道というのがなかったのか。その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。御質問の地方創生臨時交付金の使い道、用途というところでございます。

まず、臨時交付金につきましては、国の2次補正分で交付限度額の通知がございました。少し申し上げますと、事業継続とか雇用の維持、そういった経費につきまして6,300万円ほどの限度額。それから、新しい生活を踏まえた地域経済の活性化というところで2億1,500万円ほど。あわせまして、限度額の総計でございますが、2億7,800万円というところでございます。これにつきましては、6月でお諮りいただいて議決いただいた分で予算化をさせていただいてる分が1億1,000万円というところで、今回その分を差し引いたところの金額部分を予算化をしているところでございます。

2次補正に係る部分につきまして、こういった格好の使い道というところで示されているかというところでございますが、まず、事業の維持継続っていうところについては都市部の、特に東京都、第二波の集中的なところがあったというようなところの背景を踏まえた中での事業計画というところになってます。特に国の2次補正のところで、国が特に交付金という形で事業というところを期待しているところが、新たな生活様式というところでございます。いわゆるウィズコロナの中で地域、コロナにも三密等の対策もやりながら地域経済も止めない、動かしていくといったところの中での事業の展開というところで示されているところでございます。

今回の新たな生活様式部分につきましては、特に予算の編成につきまして、そういった国の期待するところといったところを踏まえた中で2点、地域の未来構想20オープンラボというのがございます。そういったところに関連をつけたもの、それからSDGs17、そういったところへの貢献につながっていくものといったところでの事業の編成ということで、予算を編成をしているところでございます。具体的な中身につきましては、特にこの間のコロナの中で発生した中で、行政のIT化の、非常に脆弱さというところが浮き彫りになったといったところがありまして、そういう指摘が出ている中で当町の交付金の活用として行政のIT化の部分の充実を図っていく、そして、そういった未来構想につなげていくようなところの基礎をつくっていくということで、IT化の部分で5,700万円ぐらいの予算をさせていただいてます。

そして、もう一つの柱といいますか、いったところにつきましては、実はこの間、いろいろな事業編成をやりましたけども、当町の基幹産業である農林業に係る部分については、そうした施策の制度ができていなかったといったところも踏まえまして、農村への回帰というようなところの切り口の中で、スマート化等、そういった事業、補助をしていく、今あるドローンでありますとかリモコンによる草刈り等、非常に重労働の多い農業についても、実はそういったところで若い方にも受け入れられるってというようなところにもつながっていけばというところで、予算の編成をしたところでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

5番、吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。関連です。さっきの澤田議員の関連で、



簡単なことを聞きますね。

今日もらった資料の新しい生活様式への行政IT化整備事業の1つ目、①議会タブレット端末配付というてありますよね。議員同士、職員と議員との打合せ、会議等をリモートで行えるよう全ての議員に対してタブレット端末を配付する。私、あんまりIT関係詳しくないんで変なこと聞くかもしれませんが、このタブレット端末を配備していただくと議員11人に1台ずつタブレットを渡してもらって、そのタブレットを持って家へ帰る、自宅へ帰る。そこで家の、多分パソコンどの議員も持っておられる思うんですけど、自宅でインターネットが見れる環境があれば十分これはそのタブレット端末を利用して自宅での会議とかに参加できる、ズームやったかな、アプリ、それを使ってできる。そういうようなイメージでええんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 岡部総務課特命参事。

○総務課参事兼情報発信特命参事（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。先ほどの吉岡議員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

この新しい生活様式のITの関係につきまして、少し私のほうから御説明をさせていただきたいと思えますが、先ほど吉岡議員のおっしゃいましたとおり、タブレット端末につきましては、もうタブレットの中にカメラとかマイクとかいろんなものがもう既にセットをされておりますので、先ほど議員がおっしゃられたようにズームというようなアプリでありますとか、それから役場のほうではテレビ会議のライセンスというようなことで、少し役場のほうのシステムはつくろうと思っておりますが、各家庭といえますか、議員さんとお宅において使われるのは、そういったズームなんかを使われれば、議員同士、あるいは役場の職員同士とかいうことでテレビ会議ができるというようなシステムになっておりますので、今議員がおっしゃられたことで間違いはないと思っております。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

4番、小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。関連して、もう少し細かいことをお聞きします。

今日いただいたこの配付資料で、いわゆる端末はセルラーモデルでやられてるんですけども、今回の予算の中にはこのセルラーというのは、いわゆる携帯電話と同じで、接続するのに経常経費がかかるわけなんですけれども、今回の予算には多分経常経費のほうは上げられていないので、私これ勝手に推測するのは、もう単純にWi-Fiモデルで使われるのかなとは思っているんですけども、例えば、この貸与していただいたタブレットで、私が個人的に、いわゆるセルラーモデル、家以外でも見れるようにしたいから個人的に契約がしたいとか、そういったことは可能になるんですかね、まだそこまで運用規定を煮詰められてないとも思うんですけども、構想で結構ですのでお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 岡部総務課特命参事。

○総務課参事兼情報発信特命参事（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。先ほどの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

もうおっしゃるとおりでございます。セルラーモデルといいますのは、このチップを入れて使えるように、いわゆるW i - F iのみで使えるモデルではなくて、そういったチップを入れると使えるようになります。ですが、議員おっしゃられたとおり、今予算の段階ではS I Mカードの予算は入れておりません。したがって、今考えておりますのは、本庁舎内ではW i - F iの無線が飛んでいる環境の中で無料で使っていただく。あるいは御自宅のほうでは、御自宅のインターネットのW i - F iの環境で使っていただくということで今のところは想定をしております。

じゃあ個人で使いたいので自分で契約したやつ使ってええかというところにつきましては、そこも議員がおっしゃったとおり、今のところまだそこまでの細かい詰めをちょっとやれておりませんので、今後検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

2番、三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。同じく、新しい生活様式の関係でのスマート農村促進事業なり、それからスマート山村促進事業についてお尋ねをしたいと思います。

これは本日、今日配っていただきました資料を見ますと、それぞれ新しい生活様式としての田園回帰の志向を求めた中でのこういう事業を予定されたと思うんですが、その中で対象事業者としては、農村のほうを見ますと認定農業者、それから自治会、営農組合等ありまして、事業の補助対象になる団体については47団体ほどありますよということになっています。一方、森林のほういきますと、対象になる団体数が森林組合なり個人、それから管理組合等入れますと18団体になるんですね。その中で今回こういう団体、対象団体がある中で、今回申請があるであろうという見込みでもって予算見積りをされておるわけなんですけど、事前にこういう団体等についてあらかじめ意向等を聞かれる中でこの予算の見積りされたのか、もしくは、こういう説明については一切何も団体とか地域等にはしてないんだという、その辺の状況だけをお尋ねしておきたいと思っております。

○議長（廣納 良幸君） 前川地域振興課特命参事。

○地域振興課副課長兼農林業特命参事（前川 穂積君） 三谷議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

予算見積額の根拠にしております申請の見込みの数につきましては、農村促進事業及び山村促進事業いずれのほうにも地域の意向を直接お聞きしたりということはしておらない状態です。農村促進につきましては、農地のある集落を基本対象としたいというふ

うに考えておりますので、農地は基本39集落、40集落中の39集落には農地がございますので、その中で集落なり営農なり農会なり認定農業者というようなところをカウントした数字としております。意向についてはそれぞれから聞いたりは今してない状況です。

山村のほうにつきましては、森林組合、個人の林業者、それから生産森林組合につきましては、それぞれ数、数といいますか団体数が分かっておりますので、その数をベースに、これも聞き取りは、意向等の聞き取りについては行わずに、この中で、やはり山は、要は住宅の近くにある田んぼと比べると申請の数は少なくなるのかなというところで、このような見込みの数を上げておる状態でございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

4番、小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。関連して、その農村のほうでお聞きします。

今日お配りしていただいた資料なんで、私もそこまで細かくは読めてないんですけども、まず対象者の中に自治会、いわゆる農地のある自治会が39集落と含まれているんですけども、これ例えば、その農地がある自治会、何々区ですかね、区が申請すれば、この自走式草刈り機等々を買う、購入することが可能なかどうかというのを教えていただきたいのと、今までこういった補助金の絡みでいうと、大体人・農地プランが大前提にやってたと思うんですけども、それを作成してなくても使用することは可能かどうかというのを教えていただきたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 前川特命参事。

○地域振興課副課長兼農林業特命参事（前川 穂積君） 小寺議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

申請のできる対象としましては、認定農業法人等、それから自治会、営農組合、農会ということで考えております。この事業の目的、目的といいますか、対象者の2番で上げておりますのが、町内の農地と農村環境の維持・保全に取り組む団体ということで、要は、農地だけでなく農地の周辺も含めた農村の環境の向上に取り組む団体ということで、自治会も申請をしていただいたらいいかというふうに考えております。

それと、この機械を買うていただく補助ということになりますので、当然この要綱等の中では、その管理・維持を適切にやっていただく団体という条件がついてこようかと思います。そのときに、例えば区が管理をしたほうが管理がしやすいのか、農会が管理をしたほうがしやすいのか、その辺りはそれぞれの集落で考えていただいて適切なほうで申請をしていただけたらというふうに考えております。

それと、人・農地プランとの関連でございますが、これにつきましても、もう農地のある集落を全て対象にしたいと思っております。担い手があるないということはこの際、関係がないということはないんですけども、担い手があるところは主にそこで申請を

していただいて、担い手のない集落でも、こういう道具を買うことによって環境の向上に努めていただけたら、役に立てていただけたらありがたいということで考えております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようですので、質疑を終了します。

ここでお諮りいたします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 異議なしと認め、第68号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

#### 日程第11 第69号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第11、第69号議案、令和2年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第69号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は2点ございます。1点目は、令和元年度決算に伴うもので、歳入では、前年度繰越金219万8,000円を増額補正。このことにより歳出では、令和元年度末をもって脱退された姫路市への事業脱退精算金を25万1,000円を増額補正し、併せて差引き額を予備費に計上いたしております。

2点目は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業が県事業として実施されることに伴うもので、その受入れと支払いについて補正するものでございます。この慰労金交付事業は、医療機関や障害福祉サービス施設等の従事者は、①感染すると重症化するリスクの高い患者や利用者とは接すること。②継続して提供することが必要な業務であること。③施設等の集団感染の発生状況から心身に相当程度の負担がかかる中、強い使命感を持って業務に従事していることなどに鑑み実施されるものであります。この慰労金交付事業の対象者は、対象施設において、本年3月1日から6月30日の対象期間中に10日以上勤務したものとされており、その期間中に退職した職員や業務を委託している業者の職員なども含め、事業会計を通じて交付されることとなります。医療関係等で働く職員1人当たりの慰労金は20万円、10万円、5万円の3区分。障害福

社サービス事業所等で働く職員に対する慰労金は20万円と5万円の2区分に分かれています。ケアステーションかんざきは、障害福祉サービス事業所に該当いたします。感染者が発生、濃厚接触者に対応した施設については20万円の区分に該当しますが、当施設は、感染者の発生、濃厚接触者への対応もなかったため、5万円の区分に該当いたします。よって、慰労金5万円に対象となる職員数9人を乗じた総額45万円を県支出金で受け入れ、同額を業務費の報償費で計上するものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ264万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,999万4,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

2番、三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。ちょっと1点だけお尋ねをしたいと思います。

先ほど町長の説明にもありましたように、慰労金の対象になるのは利用者さんと接触したという職員の中ですね。ほんで、この介護療育の当初予算の職員数を見ますと10名ということでした。そして今回は、3月からがこれ対象期間になってまして、退職した方についても慰労金が出ますよという形になりますので、何名か退職職員がおられたということを想定しますと、何人かはこの慰労金の対象にならなかった職員がおられるということになるんですが、そのような考え方でよろしいでしょうか。もしくは、慰労金の対象にならなかった職員については、どのような方がおられるかということをお尋ねしておきたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 井上病院総務課特命参事。

○病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。ただいまの三谷議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

おっしゃるとおり職員数に差異がございます。4月1日付でケアステーションから病院会計のほうに1人異動をしております。その職員につきましては、病院の区分に、区分のほうは額が多いということでございますので、病院事業会計のほうから対応をさせていただきますというところでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 2番、三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 三谷でございます。特に事務員さん等についても一応、接触者という形の中で慰労金が支給されましたという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 井上特命参事。

○病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。ただいまの三谷議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

直接的に患者さん等に接触するというところでなくても、例えば敷地内で対面する、会話する、同じ空間で作業するということも含まれるということでございますので、そのような対応をさせていただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

11番、澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 澤田です。この会計、特別会計だけじゃなしに、あと訪問介護とか病院にも関連してくることなんですが、ただいま町長の提案説明にもありました慰労金についての該当する範囲ですとか額の違いですとか、そういったものを概略の資料、既存の資料で結構ですので、そういうものがあれば提供いただくということは可能でしょうか。町民の方々からの問合せ等もあると思いますので、我々議員としても正確に情報をお伝えしたいと思いますので、そういう、今回の県のこの慰労金の、いわゆる交付要綱的なもの、概要で結構ですので、その額の違いと、今先ほど井上特命参事のほうからもありましたような、どういう範囲の方、対面じゃなくても同じ敷地内でとか、そういったこと今口頭であったんですけども、そういうものが分かる既存の資料があれば、提供いただくということは可能でしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 井上病院総務課特命参事。

○病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。私の手元に、現在、厚生労働省が発行しておりますチラシ等がございますので、そういった部分で提供させていただければと存じます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 11番、澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） このたびは県の交付金ですよ、これは。基準は国の厚生労働省の基準があるんかもしれませんが、それを準用してるんであればそれでいいんですけども、あえて兵庫県は兵庫県独自にというお考えがあったようにメディアでも報道がありますので、県の資料があるようであればそれを提供いただきたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 井上特命参事。

○病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。今、澤田議員さんがおっしゃられたとおりでございます。この事業は県事業でございますけれども、令和2年度の第2次補正予算に盛り込まれました、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金によるものでございます。これに基づきまして、県のほうで交付要綱も作成されておりますので、そちらの部分についても御提供をさせていただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようです。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承願います。

日程第12 第70号議案

○議長（廣納 良幸君） 次に、日程第12、第70号議案、令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第70号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に伴い税込で118万9,000円の減額、その減額分に対して国庫補助金10分の6、県補助金10分の4を受け入れることから、災害臨時特例交付金71万4,000円の増額、保険給付費等交付金47万5,000円の増額。次に、令和元年度決算に伴うもので、前年度繰越金1,499万7,000円を増額。歳出では、財政調整基金積立金881万3,000円、県支出金返納金618万4,000円の増額を計上いたしております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,499万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,230万2,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明は終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

5番、吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。このたび減免が、申請があったということでこういった予算生まれとんですけれども、プライバシーに関わることになると思うんで、許せる範囲で減免のパターンですね、どんなパターンがあったのかなと、お聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（廣納 良幸君） 長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。吉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

減免された方は、事業収入のある方が4件、あと給与収入の方が2件、この減免申請した時点が7月末までに当初申請をするようになっておりましたので、7月28日時点ではその6件、合計79万2,600円の減免額に対して、それ以降の申請も見込んで1.5倍の税額を算出しまして減収としております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようです。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承願います。

---

#### 日程第13 第71号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第13、第71号議案、令和2年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第71号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、主に令和元年度決算に伴うもので、歳入では、前年度繰越金161万7,000円を、歳出では、同額を後期高齢者医療広域連合納付金の現年度分保険料等負担金に計上いたしております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ161万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,050万5,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明は終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようです。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承願います。

---

#### 日程第14 第72号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第14、第72号議案、令和2年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第72号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。



補正の内容は、新型コロナウイルス感染予防対策のため、各地区集いの場活動自粛化における新たな介護予防の広報活動事業と、令和元年度決算に伴うものでございます。歳入では、新型コロナウイルス感染予防対策のため、自宅等で取り組める体操などを紹介する動画や小冊子・リーフレットを作成するための国庫補助金57万7,000円の増額と、令和元年度決算による前年度繰越金3,060万5,000円の増額を計上いたしております。歳出では、先ほど説明しました動画や小冊子作成のための経費86万7,000円の増額と、令和元年度決算による介護保険給付費準備基金積立金として1,627万5,000円の増額、国、県負担金等の精算に伴う償還金を1,351万5,000円の増額、予備費として52万5,000円の増額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,118万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,876万5,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明は終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方お願いいたします。

2番、三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。これまた1点教えてほしいんですけど、介護予防のために自宅で動画等を活用して見てやるんですね、介護予防を図りますという趣旨の事業だと思うんですが、イメージとして、今ラジオ体操ですね、ああいう形で介護予防に関する動画が見れるという、そのように理解しとってよろしいでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 保西健康福祉課特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（保西 瞳君） 健康福祉課、保西でございます。ただいまの質問のとおり、自宅にしながら、講師先生が対面といたしまして、こういった体操をすれば、教室方式と考えてもらったらいいかと思うんです。このような体操することによって自宅にしながらも筋力向上ができるという、そういった体操を考えております。ですので、今現在も流れておりますが、そのような、ラジオ体操だけではなくて、今教室に来てくださっています古田先生の教室がございます。その画面を見ていただければ分かっていたかと思いますが、事細かく分かりやすい体操を心がけて放送する予定にしております。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようです。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

○議長（廣納 良幸君） 次に、日程第15、第73号議案、令和2年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第73号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、令和元年度決算に伴うものでありまして、歳入では、前年度繰越金21万5,000円を増額し、歳出では、同額を予備費に計上いたしております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,689万1,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明は終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

---

#### 日程第16 第74号議案

○議長（廣納 良幸君） 次に、日程第16、第74号議案、令和2年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第74号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、2点ございます。1点目は、令和元年度決算に伴うもので、歳入では、前年度繰越金707万円を増額、歳出では、同額を予備費に計上いたしております。

2点目は、介護療育支援事業同様、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業が県事業として実施されることになったことから、その受入れと支払いについて補正するものでございます。制度内容は、介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）で説明させていただいたとおりでございます。都道府県から役割を設定された医療機関

等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員は20万円もしくは10万円とされ、それ以外の病院、診療所、訪問看護ステーション等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員は5万円とされています。

なお、訪問看護ステーションであっても、実際に新型コロナウイルス感染症の患者の対応をした事業所にあつては20万円とされていますが、当事業所はその対応がなかったため、5万円の区分に該当します。よって、慰労金5万円に対象となる職員数22人を乗じた総数110万円を県支出金で受け入れ、同額を業務費の報償費で計上するものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ817万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,783万1,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方お願いします。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承願います。

---

#### 日程第17 第75号議案

○議長（廣納 良幸君） 次に、日程第17、第75号議案、令和2年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第75号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについてを補正するものでございます。

補正の内容は、主に令和元年度決算に伴うもので、歳入では、前年度繰越金414万7,000円、歳出では、需用費100万円、積立金114万7,000円、予備費に200万円の増額を計上いたしております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ414万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,291万6,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明は終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

[質疑なし]

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承願います。

---

日程第18 第76号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第18、第76号議案、令和2年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第76号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条の収益的支出の予定額で、営業費用を250万円の増額、予備費で250万円の減額でございます。

これらによる水道事業収益及び費用の増減はございません。

次に、予算第4条の資本的支出の予定額で、建設改良費を121万円の増額補正を行います。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億776万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課の谷総でございます。それでは、第76号議案、令和2年度水道事業会計補正予算（第2号）について、詳細説明をさせていただきます。

補正予算実施計画の収益的収入及び支出で説明をいたします。2ページをお願いいたします。収益的支出でございます。1款1項1目原水及び浄水費で、委託料は、膜ろ過装置の膜モジュールの洗浄業務の委託でございます。大山浄水場のろ過膜の更新を行った際に、他の浄水場のろ過膜もメーカーによる無償点検を実施しております。

点検の結果、下田浄水場の膜ろ過装置は、平成26年度にろ過膜の更新を行い、6年が経過していることもあり、早急に薬品洗浄を行うことが望ましいことが判明いたしました。メーカー推奨の更新、取替えの時期は5年となっておりますが、前回も更新まで13年間使用をしていることから、膜性能の維持と健全性を保つため、メンテナンスとしてメーカーの薬品洗浄を実施したく、予算不足が生じるため250万円の増額をし、

同額を4項1目の予備費で減額をいたします。

続いて、3ページをお願いします。資本的収入及び支出、1款1項2目の施設費で、工事請負費は、岩屋浄水場の膜ろ過装置のろ過膜の更新工事でございます。岩屋浄水場のろ過膜は、前回の更新は平成25年度であり、6年以上が経過をしております。雨天時の原水濁度が上がることによる機能低下や警報がございます。機器からの異音が発生するなどの症状が出てきており、薬品洗浄等のメンテナンスの対応では継続使用が望めないため、更新工事を実施したく、予算不足額121万円の増額をいたします。財源については、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

4ページは、補正により修正をしましたキャッシュフロー計算書でございます。御確認をお願いします。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承願います。

---

#### 日程第19 第77号議案

○議長（廣納 良幸君） 次に、日程第19、第77号議案、令和2年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第77号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、変動が生じたものについて補正するものでございます。

補正の要因は3点ございます。1点目は、3条予算の収入における一般会計からの繰入金、他会計負担金です。当初予算時に2億6,000万円を措置いたしましたが、このたびの補正で1億4,000万円増額し、合計4億円を予算化いたします。また、新型コロナウイルス対策の支援として、町内に事業所を置かれる企業様から500万円、住民の方から5万円を御寄附いただきましたので、病院事業で役立てたく、併せて1億4,505万円を増額し、合計4億505万円といたします。なお、500万円の御寄附をいただきました企業様は、企業名を公表することを望まれていないことを申し添えさせていただきます。

2点目は、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に収入が減少していることか

ら、公営企業は資金繰りを円滑にするため特別減収対策企業債の発行ができるようになったことから、本年4月以降12月までの減収規模を見込み、2億5,000万円の企業債を発行いたしたく、現在、県協議を進めているところであります。これら2つの要因により、医業収益の入院収益で2億4,102万、外来収益で1億4,898万円、合計3億9,000万円を減額。医業収益の負担金交付金で1億4,000万円、医業外収益の負担金交付金で505万円をそれぞれ増額し、支出の予備費に505万円を計上いたします。このことにより、3条の収益的収入及び支出の予算現額に2億5,000万円の差額が生じますが、3条予算なお書きとして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う減収を補うため、特別減収対策企業債2億5,000万円を借り入れるとしております。

3点目は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業が県事業として実施されることになったことから、介護療育支援事業及び訪問看護事業同様、その受入れと支払いについて補正するものでございます。当院は、都道府県から役割を設定された入院協力医療機関で帰国者・接触者外来を開設していることから、慰労金は20万円の区分に該当いたします。既に退職した職員を含む病院職員、非常勤の医師、病院業務を委託している業者の職員を合わせると324人が対象となり、単価20万円を乗じた慰労金総額6,480万円を特別利益で受け入れ、同額を特別損失で計上するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方お願いします。

2番、三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。これ1点教えていただきたいんです。

先ほど出てました特別減収対策企業債2億5,000万という、これは初めて聞く言葉なので、どういう性格なのかということなんですね。いうのは、先ほど町長の説明で、この資金繰りのために借ります、発行するんやというような話も出ましたが、例えば、その資金繰りというんか、運転資金を確保するためでしたら、一時借入金の8億があったりしますので、そういう部分との兼ね合い等も含めまして、この2億5,000万円の企業債の性格というんですか、を教えていただきたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 井上病院総務課特命参事。

○病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。三谷議員の質問にお答えをさせていただきます。

先ほど町長から提案説明のありましたとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う患者数等の減少によりまして大幅な収入減が発生していることから、資金繰りを円滑にするために、平成28年熊本地震と同様の資金手当ての措置が

講じられることになりました。この新型コロナウイルス感染症に係る特別減収対策企業債でございますけれども、新型コロナウイルス感染症により発生した資金不足額について企業債が発行できるものでございまして、発行済みの特別減収対策企業債の償還利子の2分の1の額を一般会計から繰り出しいただきますけれども、一般会計からの繰り出しには特別交付税の措置が講じられるというものでございます。一時借入金というところもございましたけれども、こちらの特別減収対策企業債であります、償還年限は15年以内とされておりますので、こちらのほうで対応をさせていただきたいというところでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑、終結してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

---

○議長（廣納 良幸君） ここでお諮りいたします。日程の途中ですが、本日の会議はこれで延会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。

本日はこれで延会することに決定いたしました。

次の本会議は、明日9月2日午前9時再開といたします。

本日はこれにて延会にいたします。御苦労さまでした。

午後2時17分延会

---